

大川市議会第6回定例会会議録

平成22年12月9日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

2番	笈	島	か	お	る	11番	岡	秀	昭
3番	吉	川	一	寿		12番	中	村	武
4番	今	村	幸	穏		13番	佐	藤	彦
5番	平	木	一	朗		14番	山	田	操
6番	古	賀	龍	彦		15番	井	口	廣
7番	石	橋	正	毫		16番	古	賀	登
8番	川	野	栄	美子		17番	古	賀	生
9番	福	永		寛		18番	神	野	嘉
10番	中	村	博	満					久

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	植	木	光	治
副	市	長	福	島	裕	幸
教	育	長	石	橋	良	知
会	計	管	理	者	木	子
(兼)会	計	計	課	長	博	
消	防	務	課	長	今	辰
(兼)總				長	村	雄
經	營	政	策	課	木	下
總	務	課	長		今	修
(併)	選	舉	管	理	泉	二
	委	員	會	事	貞	則
		事	務	局		

インテリア課長	田	中	稔	久
農業水産課長	添	島	清	美
(併)農業委員会事務局長				
都市建設課長	石	橋	徳	治
上下水道課長	宮	崎	博	巳
学校教育課長	武	下	博	子
生涯學習課長	古	賀	文	隆
監査事務局長	武	下	知	寛
企画調整課長補佐	橋	本	浩	一
まちづくり推進課長補佐	池	田	哲	男
まちづくり推進課推進係長	吉	田	嘉	久

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長	酒	見	隆	司
議会事務局書記	堀			修
議会事務局書記	古	賀	章	子

4. 付議事件

1. 一般 質 問

5. 一般質問通告

発言順位	議席番号	氏名	質問要旨
1	10	中村博満	1. コミュニティセンター等施設の維持整備運営について
2	13	佐藤操	1. 幹線道路沿い農業振興地域の緩和と用途地域の見直しについて
3	12	中村武彦	1. 都市再生整備計画の概要と進捗状況について 2. 若津地区の振興について 3. 堤上野線の現況と今後の事業計画について
4	6	古賀龍彦	1. 小中学校の教室にエアコン設備を 2. インテリア産業活性化の取り組みについて
5	11	岡秀昭	1. いちょう通りの延伸と県道水田大川線へのバイパス化について 2. 行政区長制度について

午前9時 開議

議長（井口嘉生君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、これから一般質問を行いますが、この際お願いいいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度をお願いいたしたいと思
いますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどをお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、10番中村博満君。

10番（中村博満君）（登壇）

皆様おはようございます。議席番号10番、会派ニューウェーブの中村博満であります。議
長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

昨日から急に寒くなりまして、九州では初雪があったということで、きょうの朝は脊振山
や天山にも雪化粧が見られました。風邪も引きやすい季節になりました。皆さんともども体
に気をつけて頑張っていこうではございませんか。

久しぶりに初日1番の質問をさせていただきますが、前回、9月議会から議会のインターネット中継がなされるようになり、全国どこでも大川市議会の様子が視聴できるようになりました。市民の反応はどうなのか、検証もしなければならないと私は思います。私がお聞きいたしております範囲では、「音声が悪い、マイクが悪いのではないか」。また、「質問者や答弁者とも早口の人の言葉は聞き取りにくい」などの意見をいただいております。したがいまして、私も急がずゆっくりとした言葉で鋭く質問をいたしたいと思います。執行部におかれましても、ゆっくりと的確に誠意をもって御答弁をいただき、第2回の議会インターネット中継は聞きやすかった、わかりやすかったと評価いただけるよう努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日はコミュニティセンター等施設の維持整備運営について伺いますが、特にコミュニティセンター、古賀政男記念館、大川市文化センター、ワークピア大川の4施設について伺いたいと思います。

まず、コミュニティセンターについてであります。

センターの老朽化対策はどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

全国に先駆けまして建設されました市内6カ所のコミュニティセンターは、既にどの施設も25年以上を経過いたしております。特に大川市で最初に建設されました木室コミュニティセンターは、実に31年を経過いたしております。塗装ははげ、コンクリートは黒ずみ、ひび割れが生じております。建物の維持、整備はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたしたいと思います。

また、指定管理者の募集がコミュニティセンターに対して行われると思いますが、まだされておられないようです。同センターの管理運営につきましては、指定管理者で取り組んであると思いますが、23年3月、今年度で契約が切れると承知しておりますが、いまだにその募集、決定がなされておりませんが、どのようになっているのかお聞きいたしたいと思います。

次に、コミュニティセンターの役割についてお伺いをいたします。

コミュニティセンター所管が教育委員会生涯学習課からまちづくり推進課にかわった、そのあたりから市の考え方があなたってきたように思えるが、どのようなお考えなのかお尋ねをいたしたいと思います。

次に、古賀政男記念館及び周辺整備についてお尋ねをいたします。

まず、古賀政男記念館の入館者の状況と助成金の推移をお尋ねいたします。

古賀政男文化振興財団から、市からの助成の、補助の推移等もあわせてお願ひをいたしたいと思います。

次に、大川音楽祭の状況についてお尋ねをいたします。

近年、大川音楽祭についてはテープ応募審査料が高くなり、2次予選にも審査料、入場料が課せられていると聞きますが、収支状況についてはどうなのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、23年度、つまり再来年になりますか、再来年の3月、第30回記念を迎える大川音楽祭の計画はどのように考えてあるのか、お尋ねをいたしたいと思います。30回という節目でございますので、何か考えてあるとすれば予算措置も必要になると思いますので、その辺の考え方をよろしくお願ひいたしたいと思います。

それから、同古賀政男記念館の南側に広がる土地の活用策はいまだに見出せないであります、この辺の考え方についてもお伺いをいたしたいと思います。

次に、大川文化センターについてお尋ねをいたします。

大川文化センターも大川市行政改革大綱実施計画の中では指定管理者を導入するということになっておりますが、まだあっておりませんが、どのようなお考えか、お聞きいたしたいと思います。

なお、その大川市の中心にある大川文化センターの中にありましたレストラン文化が撤退をいたしまして空き室になっておりますが、この空き室対策はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、ワークピア大川についてお尋ねをいたします。

この利用状況はどうなのか。大川市内の方々の利用と大川市外の方々の利用状況などがわかれればお願ひいたしたいと思います。また、市内、市外の方々を区別するような料金改定が必要じゃないかというようなことも考えておりますので、その辺の考え方があればお願ひいたしたいと思います。

なお、この施設は指定管理者制度の導入もされるような施設ではないかなと私は思うのでございますが、その辺の考え方についてもお尋ねをいたしたいと思います。

あとは自席からお尋ねをいたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

おはようございます。早速でございますが答弁を申し上げたいと思います。

まず、コミュニティセンター等施設の維持整備運営等についてのおただしであります、市内のコミュニティセンターにつきましては、先ほど御指摘のとおり、昭和52年度に木室コミュニティセンターの建設を皮切りに、順次建設をしたところであります、おおよそ6施設とも30年程度経過をいたしております。

施設の長寿命化を図るため、必要に応じ適切な補修、修繕を行っているところであります。

次に、指定管理者の募集についてのお尋ねであります、現在、受託されているNPO法人大川市コミュニティ協議会も含め、地域に密着したどのような団体組織が指定管理者として最適であるか、検討しているところであります。

次に、コミュニティ協議会等の役割ということでありますけれども、これは地域住民の自主的、自発的なコミュニティ活動により住民相互の理解と親睦を深めるとともに、明るい地域社会の実現を目指すための基本的な組織と認識をいたしているところであります。

次に、古賀政男記念館についてであります、古賀政男記念館の入館状況は、昭和57年のオープン以来、平成21年度までに80万人を超える方々に訪れていただいております。

平成3年度には過去最高の4万5,589人の入館者がありました、その後、入館者は減少いたしております。しかし、今年度は、毎月実施されているふれあいコンサートや、ほろよいコンサートなど、記念館関係者の御尽力で新しい事業に取り組んでいる効果があったものと思われ、昨年の同時期より、やや持ち直し、入館者数が722人増加をしている状況にあります。

次に、記念館の運営における古賀政男音楽文化振興財団とのかかわりについてであります、古賀政男記念館は財団の資金によって建設されております。管理運営に当たっては、大川市が財団より管理運営業務の委託を受け、市内各界有志の御賛同を得て発足した古賀政男顕彰会へ再委託をいたしております。顕彰会では、銅像の建立や開館記念の音楽祭を開催するなどの顕彰事業を手がけ、記念館及び生家の管理運営と古賀先生の志を継ぐべく、郷土の音楽文化の振興に努めているところであります。

大川市からの顕彰会に対する補助金であります、記念館オープンでの開館式典及び第1回目の大川音楽祭への補助を交付以来、支援を続けております。古賀政男音楽文化振興財団

でも記念館開館記念や生家復元、音楽祭時の支援を受けております。なお、生家復元事業や大規模な改修工事などの費用につきましては、大川市と財団でその費用を分担し、大川市は音楽祭への補助と合わせて、本年度も5,000千円の補助金を交付したところであります。

大川音楽祭については、顕彰会でも事業や運営にさまざまな工夫を重ね、経費削減に努めていますが、音楽祭の内容についても充実したものとなってほしいと考えております。

この音楽祭は、昭和57年度に第1回が開催され、平成24年3月でおっしゃるように記念すべき30回を迎えることとなりますので、30回記念にふさわしい音楽祭となるよう東京の財団と協議を重ねているところであります。

次に、古賀政男記念館南側の土地活用についてのおただしであります。

御指摘の土地の利活用方法につきましては、さまざまな検討を行っているところであります。有明海沿岸道路と県道鐘ヶ江酒見間線の拡幅によって、この土地の周辺環境は以前より大きく改善し、利用価値も上がっているのではないかと認識をいたしております。

そのような認識のもと、今後の利活用に向け、なるべく早い時期に本市への買い戻しも含め、民間への貸し付けや売却など適切な利活用策について引き続き検討してまいります。

次に、文化センターの指定管理者制度導入計画についてであります。本市の文化センターは、管理運営の一部を業者に委託し直営で行っています。

文化センターの利用は、各種会議や研修会、地域住民の自主的な文化活動や自主事業運営委員会による音楽・演劇等舞台芸術の公演等で、本市芸術、文化振興の拠点にもなっております。

また、文化センター内には、市民の皆さんの学習機会の充実、社会参加活動の促進を図る中央公民館、教育問題を調査研究し、教育の推進を図ることや不登校、いじめ等による児童・生徒への適切な指導を行うことを目的として設置された教育研究所や教育相談・適応指導教室が配置されています。

文化センターの指定管理者制度導入に当たっては、文化センターの利用状況や教育研究所などの事務所の存在、施設利用のサービス向上や経費の削減などについて幅広く検討しているところであります。

次に、レストラン文化の空き室の対策であります。

対応でありますが、文化センター内のレストランは、ことし4月営業を中止いたしております。御承知のとおりであります。

レストランとして使用していた場所の利用については、軽食コーナー的な施設設置の方も含め、市民の皆さん当センターを利用される際に利便性が向上するよう、施設全体を見ながら研究していきたいと考えております。

それから、ワークピア大川であります、ワークピア大川の平成21年度の利用状況は、総件数が457件、うち市外在住者の使用は58件となっております。また、本年度につきましては11月末日までの使用で総件数が285件、うち市外在住者の使用は59件となっており、市外在住者の使用が増加している状況であります。

次に、ワークピア大川の使用料については、大川勤労者総合福祉センター設置及び管理に関する条例で定めておりますが、市内居住者、市外居住者での使用料の差は設けておりません。

この施設は、当初本市を含めた近隣の勤労者が、文化、教養、研修活動の場として活用することを想定し国が設置した施設であり、本市に有償譲渡された以降も、引き続き市内外の居住者により使用料の差は設けておりません。

使用料の額を設定するに当たりましては、当該施設が設置された当時の経緯を踏まえながら、市内外の利用の実態や、さらには周辺自治体が管理する同様の施設における料金の内外格差の実態等も参考にしながら検討すべき課題と考えております。

次に、指定管理者制度の導入についてお答えをいたします。

本市の公の施設につきましては、平成17年度に管理のあり方についての検証を行いました。大川勤労者総合福祉センターにつきましては、嘱託職員のみを配置して管理運営を行っているため、指定管理者制度導入による経費縮減など第一義的な効果が見込めないといったことから、直営としているところであります。

壇上からの答弁は以上であります。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

ありがとうございました。

では、まず順次御質問をさせていただきますが、コミュニティセンターの維持管理でございますが、先ほど壇上から申し上げましたように、非常にコンクリートがむき出しになり、黒ずみ、ひび割れ、そこから雨水が浸透し、鉄筋がさびをすると、その鉄筋のさびによって

さらにひび割れを起こすと、そういう鉄筋コンクリート建ての欠陥があるわけでございまして、この欠陥を補うために皮膜、まず塗装ですね、そういったことをしなければ、もてる施設ももたないんじゃないかと私は思うわけでございます。ほとんどの施設が25年以上たつてあるということで、もう30年近いのが多いんですけども、もう木造ならば耐用年数が過ぎているというような状況の中で、私が考えますには、ここは災害の避難場所にもなっていると、そういった中で、やっぱりここは隨時整備をしていかなければいけないんじゃないかなと思うわけです。

住宅等は住宅ストック計画などの計画性があつて隨時改修をされておりますが、この6カ所のコミセンもコミセンのストック計画などを立てて、1年に1カ所ずつすれば6年で済む、6年で済むのか6年もかかるのか、それは考えようございますが、こういった計画を立てて1つずつでもきれいにしていく必要があるんじゃないかと思うわけですが、そういった計画等は立てられないものでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進係長。

まちづくり推進課推進係長（吉田嘉久君）

先ほど市長のほうからも答弁がありましたように、現在、施設の長寿命化を図るため必要に応じ適切な補修、改善、修理等を行っているところでございます。

施設の所有者として、さらなる長寿命化を考える上で、現状を把握しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

現状を踏まえて私は質問しております。私も全部見に行きました。大野島のコミセンはもう屋根にさびがきておりますし、そういったことを見ながら早急にしていかなければ長もてしないんじゃないかと、これを建て直すわけにはいかないんですよ、金がかかるんですから。ですから、やっぱり一年一年、1つずつでも改修するような計画を立ててほしいということを申し上げているわけです。

答弁として隨時とか、必要に応じてとかいうお話がございますが、確かに内部的にはディサービス等の関係もございまして、私が以前から言いよりました洋式便器をつけてほしいと

いうことでお尋ねをしておりましたが、洋式便器をかなりつけていただきました。非常に使いやすくななりましたが、まだ内部についても床がはげていたり壁がはげていたり、そういった場所もあります。そういった中で、やっぱりどの施設も外壁の見ばえが非常に悪い。全部6カ所見に行きましたけれども、どの施設も悪い。1カ所ぐらいきれいなコミセンはないのかなというような気持ちで見てまいりましたが、これが現状なんですよ。担当者は現状を見に行きましたか。お聞きします。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進係長。

まちづくり推進課推進係長（吉田嘉久君）

現状のほうは十分認識しているところでございますが、今後もさらなる長寿命化を図る上で検討を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

よろしくお願ひいたします。

本当に、一年一年劣化が進むと、鉄筋がさびれば膨らむですから、そういったことも十分考慮していただきたいというふうにお願いいたします。

では、次に指定管理者の募集についてお尋ねをいたしますが、指定管理者の募集決定が本当に遅いんじゃないかなと私は思うんですよ。このNPO法人大川コミュニティ協議会は法人として設立をされております。まして、そこに勤務されている方は社員ということになるわけでございまして、この社員の方は契約がなければ解雇せにやいかんというような状態にもなるわけでございまして、解雇するには会社として3カ月前に解雇通知を出すと、そういったことがあるわけでございます。今度は解雇になれば、また地域にだれか適当な方はいらっしゃらないかとか、いろんなコミセンですからお話があるわけでございますが、今のところ継続される気があるのか、継続される気がないのか、宙ぶらりんだと、当然3カ月前を考えると12月議会に上がってきてしまうべきだと私は思うわけでございますが、ここで何で12月に上がってこんやったのかなということでお尋ねをいたしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進係長。

まちづくり推進課推進係長（吉田嘉久君）

市の施設の管理につきましては、1番目には市で直接管理する直営、2番目には公募による指定管理者、3番目として特定の事情により公募によらない指定管理の3つが考えられます。

コミュニティセンターに限らず、施設管理に関してどの方法が一番妥当なのかを判断いたします。コミュニティセンターにつきましては、来年3月31日が現契約の期限となってあるところでございますけど、この3つの方法について検討しているところでございます。現時点では3番目に申し上げました公募によらない指定管理者とする方法に決定していますが、その相手方が現行のNPO法人大川市コミュニティ協議会に6施設をまとめて指定管理するのか、より地域に密着した各校区のコミュニティ協議会ごとにする方法がいいのかを検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

コミュニティ協議会の流れはもう当然御承知と思いますが、前の公民館制度からずっと移ってきた流れの中でコミュニティ協議会ができ上がってある中で、その協議会が指定管理者をとったということで、今日まで運営をされているのに、それを適當かどうか検討しているというのは、ちょっとおかしいんじゃないですか。これは検討じゃなくて、それは当然公募によらない管理ということでやっていただけるものと私は思うわけですよ。しかし、そこを今検討しているということは、募集もするかどうかわからないというような話になるわけですか。その辺はまた直営に変えるとか、そういう気もあるということでしょうか。お願ひします。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長補佐。

まちづくり推進課長補佐（池田哲男君）

先ほどお話ししましたように、施設の管理につきましては、いわゆるどの施設でも一緒にすけれども、直営、それから公募による指定管理、それから、特定の事情による公募によらない指定管理という3つの方法がございます。どの施設につきましても市の管理する施設に

については、こういったことを常々どの方法が一番いいのか検討して、最終的に方法を決定させていただいているところです。

先ほど議員言われましたコミュニティセンターにつきましては、現在、NPO法人大川コミュニティ協議会にお願いをしているところでございますけれども、最終的にそちらに現行のとおりお願いをするのか、もしくは、今各校区にコミュニティ協議会がございますので、実際の6施設の各施設の運営はそのコミュニティ協議会で運営がなされておりますので、より身近な地域に密着したというふうなことであれば、そういった各校区のコミュニティ協議会も考えられますので、そこについて、どちらのほうがよろしいのか最終的な協議をさせていただいているという状況でございまして、3月の議会にこの公募によらない方法でやりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

今の話は、何か各校区別々に出すという話ですか。よくわかるように説明してください。各校区に別々に渡すという話ですか。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長補佐。

まちづくり推進課長補佐（池田哲男君）

現在、NPO法人大川コミュニティ協議会に6施設をまとめてお出しをしております。現行のいわゆる各地区のコミュセンの運営につきましては、そこから、また現実的には分かれて地区の協議会もございますので、より身近ないわゆる地域の協働によるまちづくりという観点から、どちらのほうがよろしいのかを最終的な詰めを行っている状況というふうに考えております。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

認識不足じゃないですか。コミュニティ協議会は今一致団結して指定管理を受けられて5年間、十分地域のために役立っておられますよ。それを今おっしゃると何かほかのところが

いいかもしれないというようなお話を聞こえてしまいます。この校区のかなめとしてコミセンが確かにありますて、その運営管理は確かにコミセン協議会が受けていると。そのコミセン協議会というのは、もう地域から幅広い団体の方が入って組織をされていると、そういう中で来ております。私が知つておる範囲で申させていただきますと、昭和53年から校区公民館として市の正規職員があられたのを配属をやめられまして、非常勤特別職の館長、主事を置いて経費を大幅に削減された。それはわかりますね。そしてコミュニティセンターができてきたと、その中で区長、各町内公民館長、老人会など、数多くの団体で協議会を組織された。そして、協議会長を選任され運営をされてきた。平成17年まで30年近くこの方式でされてきた。そして18年この指定管理者制度を受けられた。これはやっぱり責任所在等の問題等もあって、そのNPO法人をとらざるを得なかつたというふうに聞いております。

そういう流れの中で、どちらがいいか検討しているということは私はないと思う。その中で改善すべきを、こんなふうに改善できないかというような話ならわかりますが、どちらがいいか検討しているというのは、ちょっと私は腑に落ちないというような気がいたします。その辺、ぜひもう少しコミュニティ協議会とも　やっぱり逆にコミュニティをとってほしい。市の考え方と地域のコミュニティ協議会の考え方方がちょっと違うように私は思います。

そういうこともぜひコミュニティをとってほしいということをお願いいたしておりますが、今お話をありがとうございましたが、何かまちづくりというようなお話も出てきましたが、これは根本的にコミセンの協議会の範囲が違うと私は思います。やっぱりコミュニティというのは、やっぱり話し合いとか、そういう融和とか、そういうのを目的とした協議会であつて、まちづくりとか、そういうのを入れ込むような組織じゃないと私はそういうふうに考えてあります。

そういうことによって私がいろんな関係者の方と話をさせていただきますと、所管がまちづくり推進課に変わつたと、以前は生涯学習課だったと、そういうことからするとコミセンと地域の公民館は生涯学習課でつながつてゐるから、前のほうがよかつたと、そういう意見が根強くあるわけでございますが、そういうことをお耳にされたことはございますでしょうか。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長補佐。

まちづくり推進課長補佐（池田哲男君）

議員おっしゃられるように地域のコミュニティ、それからまちづくり、地域のまちづくりというのは、いろいろなやり方があると思います。今までされているのが決して悪かったとか、そういった意味で言っているのではございませんで、いわゆる第5次マスタートーナンの中でも協働によるまちづくりと、地域のまちづくりというふうなことを掲げておりますので、そういった観点で検討をさせていただいておりまして、おっしゃられるように、従前は生涯学習の流れとしてコミュニティセンター、それから公民館組織があったというふうに考えてございますが、いわゆるまちづくり推進課ができまして、今私ども所管しているわけですが、その中ではそういったもっと幅広い地域のまちづくりという観点で検討させていただいているということでございます。おっしゃられるように、現状までのやり方、そういうものを含めて検討させていただきたいというふうに考えているところです。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

そういったことで、いろんな水面下の動きがになっているやにお聞きいたしますが、そのかなめとなる区長制度改革にも何か改革案が出ているというようなこともお聞きいたしておりますが、これは本当でしょうか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

まず、先ほど来、担当者が説明をいたしておりますが、誤解のないように改めて申し上げたいと思いますけれども、コミュニティ協議会そのものへの評価というのは、先ほど壇上から申し上げましたように、私どもも非常に高く評価をいたしているところであります。その上で、今後のまちづくりの拠点として、このコミュニティセンター、ハード系のハードとしてのコミュニティセンターをどう活用していくかということについて、今、関係者との初動の協議を進めている、こういう段階であります。

その中で、先ほど議員がおっしゃいましたような区長制度の廃止といったようなことが巷間言われているやに聞いてありますけれども、そういうことは全く考えておりません。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

区長制度の改革は全く考えていないというお話でよろしいですね。

今、市長のほうからハード的なまちづくりまでコミュニティ協議会に入れたいというようなお話がありましたが、コミュニティ協議会の設置に関する目的とかそういった中に、「地域住民の連帯と融和を図り、コミュニティセンターを設置する」とあるわけですね。今回、そこに新たに「地域まちづくりに資すること」ということを入れることによっていろんな討議があっていると、これでいいのかと、そこまですれば住民格差が出てきたり、地域間の争いが出てきはしないだろうかと、いろんな今まで三十何年間も続けてきたコミュニティ活動の中で、こういうことを取り組むということは大変なことですから、我々議会も巻き込んで、十分な討議が必要だと思います。決まった後で、あんたたちは知らんやったのと言われるのが議員のような気がいたします。

どうか、この問題についてはじっくりと腰を据えて、長い目で改革されるならされるで、していただきたいと、そうしないと本当に役員のなり手がないというような状態にもなりかねません。まして、今地域では区長さん、隣組長さん、今度は団体の役員さんをだれにしようかというのがもう動き出しているわけでございますから、3月とか4月とかに、いや、それは今違うように行きますよとか、そういうことはもう言えないわけでございますので、どうか関係者も巻き込んで長い目で取り組んでいただくように、ぜひともお願いをいたしております。

コミュニティとは何なのかということでインターネットで調べてみたら、「居住地を同じくし、利害をともにする共同社会、町村、都市、地方など、生産、自治、風俗、習慣などで深い結びつきをもつ共同体」ということで載っていました。こうした観点から考えますと、当然校区間で違う結果も出るでしょうし、校区内でも町内同士でもちょっと違う習慣があったり、文化があったりするわけでございますから、画一的に縛るというよりも、その地域とか文化とか風習をしっかりとまとめていく、そして、それをお互いに共有するような、それがコセン協議会のあり方だと私はそういうふうに思っておりますので、先ほど申しましたように十分な討議をしてほしいなど、そして、我々議会にもそういったことを共有させてほしいということをお願いいたします。

新聞等では親子関係、親戚関係によるトラブルも数多く発生していると、そして、これらの多くの原因が日ごろのコミュニケーション不足だという論評も行われております。触れ合

い、話し合いをすることこそコミュニケーションであり、コミュニティ協議会が、先輩諸氏が積み重ねてきた活動、努力を尊重し、犯罪者を出さない、犯罪を起こさせない地域づくりに活動されていることをぜひ尊重してほしいと、そういうふうにお願いをいたしておきます。

では、次に進ませていただきます。

古賀政男記念館及び周辺整備についてでございます。

古賀政男記念館の入館につきましては、本当に大川の名物館長と申しますか、ギターを弾ける館長がいて、その館長の努力等もございまして、団体の来館時にはギターで古賀メロディーを弾いて、来館者から本当にすばらしい評価を受けていると存じてますが、もうこの館長がいなくなったらどうなるのだろうかと、そういう心配をしている一人でございます。

そういう中で、まず先ほど市長からお聞きいたしましたところ、当記念館の管理は古賀政男文化振興財団から市が受託し、市がまた顕彰会に委託をされているというようなお話をございましたが、文化振興財団からはその毎年来るお金というのではないわけでしょうか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

ちょっと先ほどの御質問の中で、私どものほうが言葉足らずのところがあったようでございますので、再度御答弁申し上げたいと思いますが、コミュニティセンター、あるいはコミュニティ協議会、言っていいかもしれません、このことに対する私ども行政の評価というのは、先ほど言いましたように非常に高いものがあるというふうに認識をいたしておりまして、コミュニティの役割というのは、今議員がおっしゃいましたようなことだということに私どもも認識をいたしております。

それから、まちづくりの一つの地域ごとのハード系を整備するということじゃないんですよ。ハード系の整備も含めたまちづくりを進めていく上での一つの拠点ですね、場所的拠点としてコミュニティセンターが活用できないのかなという思いがいたしておりますし、先ほど言われているようなまちづくり制度の改革ということにつきましては、これはみんながそのことについて共感をしないと、あるいは賛同しないと、我々が幾らそういういいアイデアを、あるいは案を出したとしても、皆さんの共感が得られなければ、これは全く前に進むものではないし、機能するものではありませんので、今現場でやっている作業はその初動作業としてどういうものが一番いいのか、どういう形が一番いいのか、丹念に関係者の意見を聞

いて、そして一つの形をつくり上げていこうという、まさに初動対応の段階であるというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの古賀政男記念館の財団からの支援ということにつきましては、担当者から答弁させます。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（田中稔久君）

財団からの支援ということですが、先ほども市長のほうから答弁いたしましたように、昭和56年に開館記念イベントを行いまして、実際に記念館が57年にオープンいたしました。当初、56年のときから財団からの御支援、それから音楽祭とか生家の復元、それについても御支援をいただきまして、実際に生家の復元につきましては寄附もありましたが、財団の支援、それから顕彰会への市からの補助、それから、寄附等いろいろな支援をいただいております。

また、財団はその後につきましては、大きな金額については改修工事について協議をいたしまして御負担をいただいたり、それから、イベント関係の事業があるときに御支援、それから音楽祭につきましてはトロフィー、盾、それから、いろんなものについて、物としての支援をいただいております。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

毎月と申しますか、毎年の助成金というのは全然来てないわけですね。それはどうですか。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（田中稔久君）

東京の財団からの毎年の支援金、助成金というのは昭和56年、それから昭和58年の2回、重立ったものはそれだけです。あとは改修工事、それから、大きな事業をやるときに負担をいただいております。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

改修等、大きな行事のときにいただいているということでございますが、管理運営ということを委託されたということになれば、毎年お金はもらわやんとじゃなかろうかと、私はそういうふうに思うんですけどね。管理委託という名前が何か宙に浮いて、市が完全に顕彰会に対して委託しているというような状況じゃないかなと、私はそういうふうに思えてなりません。

そういうことも含めて、これからやっぱり古賀政男記念館も東京の財団もいろんな当初の先生方が亡くなられて、大分変わってきたような気がいたします。そういった中で、本当に先ほど申しました名物の館長が退職したらどうなるだろうかなと、そういうことも含めて、今後の古賀政男記念館のあり方を本当に十分に検討していかなければならぬと私は思っております。

そういう中で、先ほど壇上から申し上げました大川音楽祭の収支状況でございますが、どのようにになっておりますか、お尋ねをいたします。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（田中稔久君）

大川音楽祭、来年の3月で第29回、先ほど御質問もありましたが、再来年は記念すべき30回ということでいろいろ協議を行っておりますが、実際に細かい数字でいきますと、第28回、ことしの3月に行いました音楽祭は約4,100千円の総予算を費やしております。そのうち実際に審査料とか、それから入場券、その他、販売等を含めまして約700千円ほどの赤字が出ております。これにつきましては、実際古賀政男顕彰会からこちらのほうに予算を投入してこの事業を行っております。ただ、大川市としましては、古賀政男顕彰会の管理運営費及び音楽祭への補助という形で5,000千円を支給いたしております。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

私も資料を持っておりますが、第28回が773,553円の赤字ということで、大川音楽祭をするのに収支が赤字になったということでございまして、これは問題じゃないかということで

私も考えておりまして、逆に27回はもっと多かったんだという話を聞きますと、そしたら1回目からずっと赤字で来てあるんじゃないかと、普通民間でするこういったイベントは黒字を出すのが鉄則なんです。そして、その黒字を次回の宣伝費に充てると、そういうのが鉄則なんです。これはちょっと甘えじゃないかなと私は思います。

利益を出して、次回にその利益分をポスターなりチケットなり宣伝なりに使うと、そういうふうな観点からいくと、赤字じゃなくて赤字額ぐらいを利益を上げると、そういうふうな方策をとっていかなければ700千円が10年たてば7,000千円と、そういう赤字になっていくわけでございます。これだけならよろしいですが、記念館の入場者数が減っていると、その中から記念館にやっている助成金の中からその770千円が出費されていると、そういう現実を見ますと、あそこの入館料は個人が300円ですか、団体が200円と、そういった中で第28回の赤字額を個人の入館料に換算すると2,578人分、これが音楽祭の赤字に補てんされたことになる。団体が200円と計算すると、実に3,867人分が大川音楽祭のために費やされたことになると、そういうことではやっぱりいけないんじゃないかと、そういうことを考えますと、先ほど申しました単独の大川音楽祭の収支をしっかりして、そして黒字を出すというふうなことが私はベターだと思うわけでございますが、その中で特記すべきは、やっぱり私どももそういった関係のことをいろいろやっておりますが、必要以上のサービス、それから無駄、そういうことが私はあるように思いますが、その辺はその赤字の原因等についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（田中稔久君）

赤字ということですが、実際に大川市、または古賀政男顕彰会としては、この音楽祭を事業を行うことで古賀先生の顕彰をしていこう、それから、古賀先生を伝承していこうということの位置づけで行っております。やっぱりある程度の赤字は削減をしていきたいということで考えて、いろんなものについて経費削減を行っております。

例えば28回を見ますと、一番経費がかかったものにつきましては、やっぱりゲスト歌手と、それからステージでの委託、本選等の音響関係、それからステージのものであります、ここにつきましてもある程度削減を行って、それから小さなものですと、ちょっとした経費について削減を研究しているところでございます。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

その辺は十分わかりますが、私もそういったことをずっと見てきておりますが、あそこに大川家具の宣伝のために副賞として飾られておりますが、この副賞は提供じゃなくて商品として購入されておると聞きますが、本当でしょうか。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（田中稔久君）

最優秀賞につきまして、それから優秀賞につきましては、大川家具工業会並びに商業会のほうにお願いをいたしまして、半額で顕彰会のほうで購入をさせていただいております。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

私も何回も行きよりましたけれども、商品ももらいましたけれども、だれもあれが主催者が購入したと思っていないんですよ。全部大川宣伝のために寄附をされたものと思っているんですよ。私は大概の人に聞きました。「市が買っているんですよ」と言うと「えーっ」と、みんなこう言うんですよ。半額といいましても大川家具の購入は皆さん御承知のとおりですよ。三十何%から四十何%で卸屋さんに渡してある現状の中、そういった特に大川の家具の宣伝をしていただくなら、これはやっぱりスポンサーとして提供していただくような方策をとらなければ、もう28年間ですか、ずっと購入してきたということですから、私はもうびっくりしました。そういうことも改善できるなら、スポンサーになっていただくか、そういうことにしていく必要があるんじゃないかなと私は思うわけですよ。

そういうこともきょう初めて聞く人もいらっしゃると思いますが、購入したのにそこからの賞状が出るわけですから、絶対これは提供と思うわけですよ。そういうことも苦口でございますが、言わせていただきたいと思います。

それから、募集要項でございますが、募集要項のパンフをいろんな方に郵送されております。この郵送がやっぱり時代がいろいろ変わりまして、送っておったお店が倒産したり、送っていた先生が高齢でやめられたり、事故で亡くなられたりしたところで、逆にその封書が

戻ってきてしまうと、そういったことも起きておりますし、また、最優秀賞、優秀賞、そういった方にいたいたいた家具が置くところがないということで、本人じゃなくて違うところに送らなければならない。その郵送のためにしばらく待っていただくとか、違う場所に送らなければならないとか、そういった弊害も家具についてはあっておりますから、この副賞につきましては、例えば家具が買える商品券とか、大川商店街の商品券とか、そういったことをやるような仕方にしたほうがいいんじゃないかなと私は思うわけでございます。そういったことによって郵送料も要りませんし、そういったことも考えてほしいなと、そういうふうに思っております。

30回を迎えるに当たっては、先ほどから申されていますようにいろんなアイデアを考えているというようなことでございますが、今まで28回目までずっと続けられて、ワンパターン的なところで来られたということは間違いありませんが、やっぱり時代が大分変わってまいりました。出る方は毎回同じような方が出る、うまい人はいつ歌ってもうまい、そういった中で、若干の人間が変わるだけというような状況であるように思います。そしてまた、肝心の大川市の方々がなかなか出場できない。市外から参加する人はうまい人なんです、大川に来る人はですね。そういった意見もやっぱり何とか解消するすべはないのか、そういったことをやっぱり考えてほしい、勉強してほしいと思います。これはいろんな大会があってあります。古賀メロディーに関しましても小倉の無法松大会、それから佐賀の村田英雄杯、いろんな古賀メロディーだけでも大川も含めて3カ所あっているわけでございますから、そういったところもやっぱりどんなふうにしているのか勉強してほしいなというふうに思います。

30回を迎えるに当たってですが、生誕100年祭ではやっぱり有名歌手を呼んだということで、13,000千円ほどの予算をつけられて、前年度比5,000千円の増というようなことを予算措置されておりますが、この30周年記念についての考え方をいま一度お聞かせください。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（田中稔久君）

30回記念という、やっぱり記念すべき大会になると思います。今、私、事務局といいますかインテリア課、それから、実際には古賀政男顕彰会という団体がありまして、そちらのほうで古賀政男記念館、それから、東京の古賀政男音楽文化振興財団、そのほか、いろんな今まで審査委員に携わっていただいた方々の御意見とかをいただきまして、実際にどのくらい

の金額でできるか、お金を出せばいろんなゲスト歌手も出てきますが、それではなくてゆかりのある人、またはいろんな放送局関係とタッグを組んで一緒にやるという方法、それから、東京の財団等の知恵をおかりして、今協議を行っているところでございます。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

ぜひお願いいいたします。私が知った範囲で申し上げさせていただきますと、第一興商とか、そういう有名な全国展開をしている音響屋さんもございまして、たしか小倉の無法松大会はそういったところがスポンサーになっておりますので、音響代が要らないとか、そういったところもございますので、そういったこともぜひ考えていただきたいなと思いますが、きょうの有明新報の社説が載っておりましたが、古賀政男先生だから作曲の大会も取り入れたらとかいうような意見も載っておりました。確かにすばらしい考えだなとか、また、ギターの演奏も取り入れたらどうかと、ギターの演奏大会を取り入れたらどうかとか、ユーモラスに考えれば古賀政男先生とそっくりさんの大会をしたらどうかとか、いろんな考え方が私はできるんじゃないかなと、そして、やっぱり年配だけじゃなくて若年層も楽しめるような、そういう大会が今後運営されていければいいなと、私も同じ音楽を愛する者として思っております。

その社説でございますが、基幹産業であるインテリア産業がなかなか厳しい状況から抜け出せないでいると、そんなときこそ心をいやして活力を与えてくれる音楽を大切にしたいと、記念館を音楽活動している人たちの気軽に集まることのできる場所であってほしいと、例えば小さなものでもいいから歌や演奏の練習をする場所を併設したらどうかというようなものが載っておりました。私も同感でございます。お祭りをするにしても、ちょっとした楽器がぬれないところがあれば非常に助かるわけでございまして、こういったこともぜひ考えながら、記念館の南側の土地活用策について再度お尋ねをいたしたいと思います。

面積が1,900平米ですか、その土地の出入り口は古賀政男記念館側からと県道鐘ヶ江間線から1力所だけ小さい道が入っております。この2力所しかございません。南側は沿岸道路には1つ田んぼが挟まってありますし、西側は掘り割りが入ってきておりまして、橋をかけなければ出られないと、こういった状況の中でございます。

そういった中で、私が考えますのはこの1,900平米ですか、これは土地開発公社が持つて

いると思いますが、これを分筆購入と、分筆して市のほうにいただくというような方法はまずとれるものかどうか、お聞きいたしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

企画調整課長補佐。

企画調整課長補佐（橋本浩一君）

今御質問ありました分筆して一部を先行取得したらと、そういう御趣旨であろうかと思いますけれども、まず古賀政男記念館として南側の土地を活用して何か事業をやるといったようなことは今のところ予定として上がっておりません。

それと、近隣の方々からも以前は土地の購入についてというようなお話もあったということは聞いておりますけど、今現在ではそういうお話もあっておりませんので、今のところは一部を先行して、いわゆる今議員がおっしゃられました記念館裏の用地を一部先行してということは予定しておりません。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

予定じゃなくて、そういう分筆ができるか、一括購入しかできないのかというところですね。お金が膨大にかかりますから、できないかということでございます。できるとすれば、できるとすれば私の案ですけれども、これは市の前任者とかいろんな方ともお話ししたことがございますが、県道のほうから一本入っている道を広げて、そして記念館の南側、50メートルぐらいですか、その線を真っすぐ西側に通して、橋をかけて一本通してしまう。そして、その北側、記念館側を記念館の駐車場なり、今ありましたような小さなホールでも、またお花畠でも堂々と使えるような、そういった分筆登記をすると、そして、その道の向こう側を第2次段階として、どういうふうに大川市の発展のためにつなげるかということを考えれば、非常に考えやすいと私は思うんです。今の状態では何が来るかわからない。橋もどこにかけていいかわからない。そういう状況じゃないかなと。とにかく橋をかけないと、あの土地には入れないというのが現状であります。

ですから、今言いましたような道を一本ぽんと通して分筆をされて土地を活用するような方法を、提案をいたしておきたいと、そういうふうに思います。

では、次に進ませていただきます。

大川文化センターについてでございますが、指定管理者制度の導入計画が大川市行政改革大綱実施計画、平成16年から20年までに載っておりましたけれども、いまだにまだされておりません。よその先進地の文化センターの指定管理者のところを見に行きますと、指定管理者になる前に大規模改造をして受けたとか、そういうことがございます。その件も考慮しながら大川市の文化センターの客席、これが非常に古い、狭い、もう汚れていると、そういうふうな状況であります。今客席が1,102席ございますが、1,000席ぐらいのシートにして、やっぱりもう少しゆったりとかけられるようにする、時代背景がそうなってきていると私は思います。少し客席を減らしても幅が広くて、そして、片づけるときに自動ではね上がるようないす、まだ自動ではね上がりません。そういうことをやっぱりする必要があるんじやないかなと、そういうふうに思いますが、この客席の改修について、何か考えはございませんか。

議長（井口嘉生君）

生涯学習課長。

生涯学習課長（古賀文隆君）

文化センターの大ホールの客席でございますけれども、文化センターそのものが建設されてもう相当経過いたしております。客席の改修をするとなれば費用的にもかなりの莫大な費用がかかってまいりますので、今のところ客席を改修するという考えは持っておりません。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

確かに費用はかかるでしょうね。どのくらいかかるのか、まずどのくらいかかるのか、そういうことも検討していただいて、例えば熊本城が建て直るとき、かわら1枚をスポンサーになってもらうとか、そういう方法もとれるんじゃないかなと私は思うんです。それで、客席シートを寄附していただくとか、そういう方法を募ることもできると思いますので、まず幾らかかるのか、こういうふうにしたら本当に見やすい、使いやすい客席になるなということを、まず見積もりを業者からとっていただくと、そして、それに向かってどのようにしたら市の持ち出しが少なくて済むような客席ができるかということを検討してほしいと、私は要望をいたしておきたいと思います。

それから、レストラン文化の空き室についてでございますが、本当に一番中央にもったいないところが空いているということにつきまして、非常に何かに使えないかなという思いがいたしますが、中央公民館も併設していると、そういった中で、やっぱり音が漏れない部屋、防音室ですね、こういうようなものをやっぱり文化センターには必要じゃないかなと、そして民謡やカラオケや音楽や、そういったところに貸し出しできるような防音の部屋、こういうのがあの施設に必要じゃないかと思いますが、その辺何かほかに考えがあるなら別ですが、私の提案ですが、課長どうでしょうか。

議長（井口嘉生君）

生涯学習課長。

生涯学習課長（古賀文隆君）

先ほど市長が答弁いたしましたように、レストラン文化については4月から営業中止いたしております。こういった文化ホール的なところにはやっぱりどうしても飲食といいますか、軽食的なコーナーというのは必要だと思います。文化センターに入ってこられて、例えばコーヒー等のにおいがぷんとすれば全然イメージが変わってまいりますので、ただ、文化センターの施設全体を見ながら、当然中央には中庭もございますので、こういった施設全体を含めて今後検討はしていきたいと思います。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

おっしゃるとおり、どこの施設も軽食コーナー等ありますが、なかなか夜間が使いにくいということで、そこを運営する方々の利益、採算性がなかなか合わないというのは、よその施設を見ておりますとお聞きするわけでございます。昼間が勝負というようなところでありますて、やっぱりレストラン文化も例に漏れずこういった道をたどってきたんじゃないかなと。まして結婚式等があつておった時代とはちょっと違いまして、その需要もかなり減ってきたんじゃないかなと、こういったことが原因の一つに考えられたんじゃないかと思うわけでございますが、私は今から先、こじんまりとした結婚式等があるんじゃないかなという思いもいたします。結婚式がもう皆無に等しいほど文化センターではあってないと思いますが、今からこそやっぱり安い経費で結婚式ができますよというような方向転換もやっぱりする必

要があるんじゃないかなと思います。レストラン文化の空き室はやっぱり防音室をつくるのが私は一番いいような気がいたしますので、どうか検討の一つに加えていただきたいと、そういうふうにお願いをいたしておきます。

では、ワークピア大川についてお尋ねをいたします。

利用状況につきましては、今さっきお答えがございましたが、市内、市外の使用料の差がないというようなことで、市外の方が大川が一番安いというようなことで、大川の利用がふえてきていると私は認識をいたしております。

そういう中で、やっぱり市内の利用者がふえるような、そして使いやすいような 税金投入は大川市民が出しているわけでございますから、当然市外者の方には少し多目の負担をしていただくと、そういう料金改定もぜひ考慮していただきたい。そうしないと、業者等が 当時あの施設は利益を上げることはできないというような施設でございましたが、あらゆる形態を使ってあの施設で利益を上げていくと、そういう業者が入ってきてあります。そういうこともぜひ考慮いただきて、料金の改定等も考えていただきたいと。

運営管理についてでございますが、そこは貸し出しましたら借りた方が自由に使う施設でございまして、音響にしろ照明にしろ使えるわけでございますが、非常に危険を伴うこともございまして、舞台を照らす照明、かなりの熱を持ちます。三、四年前に幼稚園か何かの発表会でカーテンが燃えたということもございました。私はことしの2月にあの施設を利用いたしましたが、下から照らす色を変えるライトにセロハン紙がくっついて、電球の球にべったりくっついているのを見まして、十数枚私がはぐりました。そして当直の方にこういうふうになっておったよということで、その破片をやったわけでございます。

こういったことも考えると、やっぱり余りにもほったらかしではいけないのじゃないかと、そういうことを思うわけでございます。危険管理も含めて指定管理者に出せるんじゃないかなと、予算を見てみると収入がワークピアで1,824千円見込まれてあると、こういったことを考えますと、その危険性等も含めてこの指定管理者に値するんじゃないかなと、必要なことも含めて、ぜひ検討していただきたいとお願いをいたしておきたいと思います。

いろいろ申し上げましたが、いずれにいたしましても今ある施設を有効に使いながら、長もてするような方策、そして、市民が喜ぶような運営をしていただきたいということを申し上げまして、本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は10時30分といたしますので、よろしくお願ひいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時30分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、13番佐藤操君。

13番（佐藤 操君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号13番の佐藤操でございます。ことしも残すところ1ヶ月足らずで正月も来る時期となりました。本年は政治、経済が非常に混迷する中で、特に、円高により中小企業、生産者は大変でしたが、また、雇用についても大変不安定がありました。当大川市では木工の生産地で470年もの間栄えてきましたが、今、岐路に立っています。家具、インテリアについても、本当、大川が一番だったと言われていましたが、今では二通りなどの伸びにより、大川市の生産は外国産に押され、本当に継続か、廃止かの選択も考えなければならないような状況だと思います。

今、大川市と言えば、あまおうのイチゴかなと思われるようになりました。そのイチゴでさえ大変な不安要素もあります。なぜならば、最近の異常気象、大雨のおそれがあり、もし浸水するとイチゴの生産も炭疽病などにより、大変な被害が出てくるおそれもあります。これは市長も大変心配しておられます。

先日、11月18日から19日と植木市長を始めとし、市の都市建設課石橋課長、古賀課長補佐、古賀副議長と私で東京へ陳情、要望に行ってまいりました。代議士に7カ所、大臣官房に10カ所、道路局に8カ所要望いたしました。その中でも、特に市長が力を入れて要望されることは、異常気象により水害が心配されるイチゴ生産者の事情の件でした。その他の要望は25件でしたが、要望に当たり各代議士、官僚に対して30秒でも1分でもお邪魔させてくださいと市長は訴え、陳情されていました。体は小さいが、粘りとパワーは感服したものです。

要望に当たっては、以前から治水事業、排水施設設備についてフルスペックではなくとも10分の1の施設でもよいからお願いします、現在は気象情報もよく当たるので、前もって自

主努力により最大限の災害を防ぎたいと一生懸命要望され、また、有明沿岸道路促進についても、また一般道路、国道208号線整備、諸富橋西交差点渋滞対策などの他についても一生懸命要望されました。大変御苦労でございました。

そこで、市長の才能とパワーを見込んでこのたび質問いたしますが、これからの大川市の経済、産業、雇用について、私は大変心配しております。インテリア産業の衰退、農業のＴＰＰによる今後について、大川市の次期を担う子供や孫たちにどうしておくべきかを考えたとき、やはり人に来てもらえるまちづくりが大事だと思います。それは幹線道路の発展だと思います。そのブレーキになっているのが、幹線道路沿いの農業振興地域であります。直ちに見直しと緩和をすることであると考えます。

農業は日本にとっても大変大事なこととは思いますが、時代の流れにより大変厳しい選択を余儀なくされています。日本はＴＰＰへの参加は避けられなくなると思いますが、農業も安いところを選び、大がかりな農業にすることしかないと思います。

30年前のことですが、当時、私、南米のパラグアイに日本から移民された2,000人ばかりの日本人地域に参りました。その地域、パラグアイに現地農林省からの依頼により私は1ヶ月ほど滞在し、キリの木の植樹から栽培まで、その他の管理について指導に行ってまいりましたが、キリの木は本当によいのが育ちましたが、パラグアイから日本に到着するまで2ヶ月を要し、丸太が黒くなってしまい、パラグアイから日本に持ち込むことは不可能でした。その時代、パラグアイの田畠は1枚の幅が400メートル、長さが1キロという広大なものでした。種まきから消毒、収穫で使用するのは大型機械ばかりでした。収穫は幅6メートルぐらい、消毒は飛行機でした。そこで、日本の農業は箱庭だと思って帰りました。また、帰りにはニューヨーク経由アンカレジ回りで帰りましたが、途中、シカゴの上空を飛びました。そのとき、幸い天候もよく、下の広大な農地を4時間以上も見ることができましたが、これではどんなに日本の農業が頑張っても、量で勝つことはできないなと痛切に感じました。

また、4年前よりモンゴルとの交流を推進していますが、モンゴルの小麦は今1キロが30円ぐらいです。また、小麦粉でも1キロが1等でも50円、今の相場です。ジャガイモについては、モンゴルで1キロが22円、中国では17円ぐらいです。モンゴルのよいジャガイモを中国に売り、中国の安い芋を買うような仕組みになっているそうです。そのようなことを知り、本当、ＴＰＰの恐ろしさを痛感いたしました。

そこで、通告に従いまして質問いたしますが、幹線道路沿いの農業振興地域と用途地域の

見直しと緩和について。大川市は前に述べたとおり、すべてにおいて岐路に立っておりまます。これを将来どうするべきかを考えるとき、人の来るまちにするには幹線道路の発展に企業、商業誘致、また農業、企業、商業が一体で取り組む以外にないと思います。

特に、国道442号線は八女まで開通しましたが、大川と大木町はまだ沿道の発展がおくれています。筑後、八女は大変発展しております。早く他におくれをとらないように手を打つておきたい。

また、国道385号線もつながり福岡の那珂川まで45分ぐらいで行けるようになりました。福岡の客を大川に呼び寄せる策をとることだと思います。そのことを考えたしまして、市長の思いをお伺いいたします。

これで壇上からの質問を終わりますが、あとは自席からお伺いいたしますので、よろしくお願いいいたします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

農業振興地域における国道442号バイパス、385号バイパス等の幹線道路沿いの農用地の利用にかかる緩和についてのおただしであります。

農業振興地域における幹線道路沿いの農用地の開発につきましては、昨年の9月議会等での御質問でお答えをいたしましたとおり、農業振興地域の整備に関する法律の網がかぶっておりまして開発には一定の制限が加えられております。

御質問は、幹線道路沿いの一定区域の開発制限を緩和できないかという趣旨だと思いますが、国は昨年、食料自給率の向上を図ることを目的に、関係法令を一部改正いたしまして、農用地区域からの除外や転用要件をむしろ厳格にしたことから法改正前に比べ開発がより難しくなっている現状にはあります。

しかしながら、多額の税を投入し、土地提供者の理解を得ながら、これまでにない幹線道路が整備をされております。ゆえに、将来にわたって農業的な土地利用を強いていくことは非合理であり、国土や地域の均衡ある発展のためには極めて問題があると考えております。

本市の発展及び地域の発展を展望するためには農業と商工業の調和ある土地利用を進める必要があると認識いたしておりますので、今後、幹線道路沿いの都市的土地区画整理事業の実現に向け最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

具体的には、議員各位の御協力もいただきながら関係方面に働きかけていきたいと考えて
いるところであります。

答弁漏れがございましたら自席から答弁させていただきます。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

13番。

13番（佐藤 操君）

ありがとうございました。

このたびの質問は、大川市にとって将来の大事な質問になるかと私は考えて質問させてもらっていますが、幸いに市長のほうも同感である旨の答弁がございましたので、ありがとうございました。受けとめておりますが、とにかく、八女の発展ぶりを見ましたときに、本当、大川だけが何か寂れておる感じでありますし、特に大川の場合は、もう本当に孤立するのではないかという心配もされるようなまちになっておるというようなことから、何とか人が大川に来てもらえる、そして金を落としてもらえるまちにするには、やはり今の国道385号線、442号線、この発展は欠かせないということでございます。そういうところで、とにかく市長がみずからひとつ県に陳情もいただいて、頑張っていただきたいと思います。

それから、それに伴いまして、これは後から私どもも気がついたことではございますが、国道385号線、442号線のバイパスにしても水道の埋設がしていなかったなというふうに思っております。そういう面についてどういうふうな状況であるのか、ちょっとこれは通告にはなかったかと思いますが、わかるならひとつお答え願います。

議長（井口嘉生君）

上下水道課長。

上下水道課長（宮崎博巳君）

国道442号バイパスにおきますところの上水道管の布設の状況ということでございますが、国道、現道の、入道橋のところからの、現道のタッチしておる部分から約100メートル両側、それから国道の385、旧385号でございますが、これから柳川城島線、中木の交差点から入りました道路でございますが、この区間につきましては両側に水道管のほうは布設をいたしております。

それから、385号バイパスにつきましては、現道の442号、木室小学校のところでございま

すが、これから北側のほうに行きまして国営水路がございますが、約1,400メートル区間につきましては両側に管、水道管のほうは布設をいたしているといったような状況でございます。

布設の状況といったしましては、国道442号ほか国県道関係では約62%ほどといったような状況だと記憶をいたしております。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

13番。

13番（佐藤 操君）

発展にはこの水道は欠かせない一つの条件になるかと思いますが、先ほどの市長の何とか緩和しなければならないという思いというふうな答弁ではございましたが、非常に前よりもさらに厳しくなっておるというふうな市長の答弁ではございましたが、その厳しさというのはどういう厳しさが加わったんであろうかというふうなことを少しお話をいただきたいと思いますが。

議長（井口嘉生君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（添島清美君）

佐藤議員の御質問にお答えします。

昨年の農地法が改正されまして、例えば、集団的農業で20町、20ヘクタール、そういう面積でございましたが、今、このたびの改正によりまして、集団的には10ヘクタールとか、そういう面積の要件が縮小されたり、いろいろな面で要件が厳しくなってきております。

この法律の目的は、食料自給率を上げていくということで、農地法の改正といったしましては、農地を守りながら食料自給も含めていくということでございますので、農地法の厳格な運用をこれからやっていくというようなことでございます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

13番。

13番（佐藤 操君）

ありがとうございました。先ほど私も壇上から述べましたように、農地法を守ることは非

常に大事なことですけれども、非常に農業ということは大事なことですけれども、本当にその農業で大川市が助かるのかといった場合、少し疑問も出るわけで、非常に厳しくなったこの現状で何とかこれを改革というんか、努力できる道筋というのか、そういうものについてはどういう努力か、策を講じたら進めるものであろうか、そういう思いを市長のほうで答弁お願いします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

先ほど壇上から答弁をいたしましたように、新しい政権になりまして、食料自給率、今、四十数%、これを何とか上げていかなければならぬという思いがより強く出た結果として、先ほど担当課長が言いましたように、法律の改正がなされて農用地の転用ということについては、より厳格に法の趣旨を適用するという方向で法の改正がなされたということあります。

しかしながら、壇上から言いましたように、せっかくですね、せっかく大金をはたいてといいますか、税を投入して、それから土地の所有者の御理解もいただいて、385号なり442号と幹線的な道路がこの地域にできましたから、その沿線については、その土地利用の多様化ということについては、当然、我々としてはお願いしていかなければならぬし、そのことは必ずしも農業の食料自給率の低下ということと、もろにバッティングするようなことでもないんではないかなというふうにも思っております。

そういう観点から、幹線道路の沿線といえども、いまだ農業的な土地利用であるから未来永劫これでやれという趣旨はやっぱり少し違うんじゃないかということで、その思いをやっぱりこれから、あるいは市の実情なりをまずは県に強く訴えていかなければならぬと。そのときに非常に大切なことは大川市単独で動いていくということではなくて、やっぱり近隣のまちが連携をして、同じような問題を持っておりますから連携をして動いていくということが非常に力になっていくんじゃないかというふうに思います。まず、県を動かしていくということが初動の対応ということになるんだろうと思います。

議長（井口嘉生君）

13番。

13番（佐藤 操君）

市長の思いは大体わかります。そういうことで、何かひとつ努力して手を打っていただきたいというふうに思います。

それと、この緩和し見直しということにつきまして、もう1つの問題もありますけれども、用途地域ですね、これが農業にとっては何か補助が受けられないとかというふうな、何か不利な問題もあるように感じます。いや、感じるであります。そういうことで、これなんかは緩和とかそういうふうなことはできないものでしょうかね、ちょっとお伺いします。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長補佐。

まちづくり推進課長補佐（池田哲男君）

議員お尋ねの件は、現在の用途地域内の農地で使われている部分に関する御質問だと思います。いわゆるその用途地域内につきましては、農業基盤的な整備が入らないといったことでの御質問かと思いますが、いわゆる都市計画法に基づきます用途地域につきましては、議員御承知のように、良好な秩序ある市街地の形成と、それから都市における機能的な均衡ある発展ということを目的に、昭和48年に指定をされております。大川市内、現在729ヘクタールが用途地域に指定されておりますが、一方、農業振興地域の整備に基づく農用地につきましては、先ほどもございましたように、農業の用に供するということを目的とした土地利用ということで、いわゆるどちらかといえば相反する土地利用となっております。

その中で、このように土地利用の目的がもともと異なりますので、現行ですね、用途地域内につきましては、宅地、農地にかかわらず、先ほど言いましたように、昭和48年から都市的土地区画整理事業を目的に規制誘導を行っておりますので、用途地域の中での、いわゆる種別の見直し等はあります、用途地域の指定を現在の用途地域で解除するというふうなことは困難だというふうに考えてございますので、地域の農地に対する事業といたしましては、いわゆる個別の指導であったりもしくは農道であったり、それからクリークの整備、そういうことで対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

13番。

13番（佐藤 操君）

農業も、そして、用途地域であろうとも一生懸命頑張られておるのに何か不利なこともあ

るんかなというふうに思っておりますが、なかなか難しい面もありますが、いろいろな面から考えて、何とか市長のエネルギーをもって特別な地域にでもしてもらうごとひとつ頑張つていってもらいたいと。

それと、農業施策においても厳しくなったとは言いますけれども、本当、大川市というのが農業だけでは本当市長もおっしゃるように厳しいと思います。そういうことで、産業、商業、とにかく、誘致をしながら本当に人の来るまちにするよりほか、本当に子供や孫に残す手だてはないんではなかろうかというふうに痛切に思っておりますので、その辺もあわせて、これから先ほども市長のおっしゃるように、県のほうにしっかりと働きかけをよろしくお願い申し上げます。

きょうの質問は短かったですけれども、約束と思いまして、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問を終わります。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

次に、12番中村武彦君。

12番（中村武彦君）（登壇）

皆さんおはようございます。続きまして質問に立たせていただきます。

今回は、都市再生整備計画と堤上野線の現況と今後について、さらには若津地区の振興というものにも多少触れさせていただくということで質問をさせていただきたいと思います。

昨年、3月に発表をされております都市再生整備計画は、その項目の副題として小保・榎津地区というふうに明確に標記されておりますが、この計画の目標とするところは、1番、藩境の町並みを活かした交流拠点の形成、2番目に、地域資源（人材）を活かした中心市街地の賑わいの創出、3番目に、元気に暮らせる中心市街地の形成、この3つということを大きな目標とされておりまして、その具体的な実際の計画地図を見ますと、官庁街を含めた酒見、上巻地区もその圏内に入っております。藩境の町並みを軸にして商店街からさらに官庁街に抜ける、いわば大川の顔とも言うべき市街地の整備、さらにはそこに息づく地域資源、あるいは人材の育成をも見据えたハード面とソフト面の生々発展を目指す当市としては、非常に重要な命題を担う計画であります。

計画の中身につきましては、道路整備事業、あるいは駐車場の整備、広場の整備など、11

にわたる基幹事業と5つの提案事業、さらに、4つの関連事業ということで提示がされておりますが、いずれも、その計画の中では事業コストが示されておりませんし、完成年度も明らかにはされておりません。詳細は不明のままというのは財源の目安がはっきりしないということであるのか。したがって、完成年度についても、いつできるのかわからないということであるのかというふうに考えざるを得ないのであります、実際はどうなのか。現実にはあって、その計画の中では発表されていないだけかどうかを御説明いただきたいと思います。

小保地区の藩境のまちについては、各位も御承知のとおり、道路の整備でありますとかという形で、少しずつ整備されつつあるというのは我々も先刻から承知しているところであります、その具体的な進捗状況と今後の計画についても御説明をいただければありがたいと思います。

この一連の都市再生整備計画を離れて若津地区に目を転じますと、かつての今村製作所跡地に代表されておりましたように、荒涼としておりました地域が、筑後川昇開橋温泉が立地されて、その後、三潴銀行が民間資本ではあります見事に再生をされ、さらには昇開橋が重要文化財の指定という形になりました、そういうことによりイメージアップが着実に功を奏してかつての活気に迫りつつあります。先日も実施されました堤防に街路灯の設置、あるいは堤防のさくの取りつけ等が続けて実施されてきておりまして、これからまた昇開橋公園への大型車の駐車場の整備でありますとか、あるいはパーゴラの移設等も予定をされておりますし、周辺住民に限らず大川市にとっても大川を象徴する、あるいは代表するかいわいに整備されつつあるのではないかと思います。

この筑後川昇開橋を中心とした筑後川の雄大な景観、さらには花宗川の水門に始まる中原から風浪宮まで続く、このリバーゾーンは、ひとことに比べますと見違えるように見事に整備をされ、朝夕の近隣の市民のウォーキングコースとしても定着していると思います。この川沿いの雄大な自然環境を楽しむエリアと、冒頭に申し上げました都市再生整備計画の目指す藩境のまち小保地区を有機的につないで、一つの回遊、遊覧コースとして確立できないものか。できればもっと多くの近隣からのウォーキング族をあわよくば、さらに観光客を呼び込むということが可能になるのではないかと。観光、あるいは集客等については私は門外漢でしかないのでありますが、そのあたりについてどう考えておられるのか、ぜひお尋ねをしたいと思います。

次にお尋ねしますのは、次にお尋ねする堤上野線にいよいよ来年度を期して架橋、橋がかけられるということになるわけありますが、今の両方のエリアを有機的につないでいくという、その橋が有機的につないでいくという一つの役目も果たすのではないかと思いますが、その場合に橋の使用も問題でありますし、道路とのつなぎ方も出てくるだろうと思います。また、もちろん橋だけでなく、そのつなぐ役割を果たす誘導手段といいますか、案内板等の設置なども考えられると思いますが、いずれにしても、この両エリア、大川の非常に代表的なエリアになるだろうと思われる、この両エリアを有機的につないでいくというような仕掛けが欲しいと思いますが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

最後に、本日の最後の課題となりますが、先ほどから申し上げております堤上野線の延伸についてお尋ねをさせていただきます。

当初は、平成21年度に若津新道までの完成が目標として、この事業は始まったわけであります、現在までの進捗は、既に22年度はもう押し迫ってありますわけで、大幅におくれているというのが現実であります。これほどに計画とのずれが出てきていることについて、あるいはまた、今後の事業計画について御説明をいただきたいと思います。

そもそも当該道路は、市内を取り巻く循環道路ということで計画をされた都市計画道路であるというふうに聞いてあります。この市内を循環する計画道路なのであります、南側の役目を果たす有明海沿岸道路が開通したことによって、南側が見事に整備をされたわけであります。さらに、大川都市計画道路大橋三丸線と国道442号バイパスの直結がもう完全に視野に入ってきました今日、この循環線の形のうちの東南のラインが完成されつつあるというふうに言えると思います。

一方で、西側から北側へ向けての幹線の役割を果たすべき堤上野線の完成が循環都市計画道路の完結のためにはどうしても待望されると、そういった状況になってまいりました。とはいえ、財政難が標榜される今日、当市にとっても大事業であり相当の難事業であります。とりあえず、植木市長の言をまつまでもなく、肅々と継続していくしかないのあります、この北へ向く道路はその進捗度合いに応じてそれなりの意味を持ちます。まず、若津新道から、通称でありますが、西鉄専用道路まで、直接ではありませんが、208号線への沿岸道路からの車の流れをつないでいく役目を、さらに当然208号線までの直結、208号線までの延伸、これで循環とまではいかなくとも半円にはなりますし、とりあえずのスムーズな車の流れをある程度は実現できるのではないかというふうか。そこまでいって初めて上野までの

都市計画道路の展望が現実化してまいります。全国の基幹道路の整備状況を一つの物差しにはかることはできませんが、大川市の場合はほかの都市に比べますと道路整備状況は大変おくれていると言われてまいりましたし、私自身もそんなふうに考えます。これは地理的な理由なのか、あるいは政治力のおくれなのかはわかりませんが、この堤上野線の貫通、さらには、上野から大橋までの北東をつなげる循環道路の完成までは大川市民の当然の権利として要求していくべきだと、そんなふうに考えますが、植木市長はこの点についてどうお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

以下の質問については自席から行います。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

まず、都市再生整備計画の概要と進捗状況についての御質問でございますが、都市再生整備計画は、地域資源を生かした中心市街地の元気再生を大目標に、現在は社会資本整備総合交付金に統合されています国のみちづくり交付金により、平成21年度から25年度までの5力年間にわたる事業としてスタートをし、ハード、ソフト両面から中心市街地活性化の取り組みを進めているところであります。議員御承知のように、この計画では、大字小保、榎津、酒見、郷原、上巻、津の一部を含む98ヘクタールの区域において道路整備など11のハード系基幹事業、地域の創意工夫や、まちの魅力と潤いをもたらす事業として提案した5つのハード、ソフト両面の提案事業を掲げているところであります。

この都市再生整備計画に基づく交付金事業は、1期最長5力年とされており、策定時における国との協議では事業費のマックスを約5億円とし、事業費の4割を交付金、残りを市費で充当することとしておりますが、市費の約75%が起債充当可能な事業となっております。

旧柳川藩と久留米藩の境を挟んだ藩境のまちにおいては、本年度末までに道路の美装化計画、約840メートルのうち約400メートル、広場、駐車場1力所のハード整備と藩境のまちづくりを考える会を中心とした啓発事業を実施しており、引き続き5力年の中で道路美装化、広場、サイン整備を予定いたしております。

次に、若津地区の振興についてであります。大川市民の心象風景である筑後川を生かしたまちづくりは、市民全体の誇りの再生発展につながる大きな要素と考えており、筑後川昇開橋の修復事業、遊歩道など周辺の環境整備や民活による、先ほど言われました温泉開発、

三潴銀行記念館のオープンなど、官民打ちそろって多様な振興策を推進しているところあります。議員御指摘のように、川郷おおかわの港町として栄えた若津地区と藩境のまちを有機的につなぐことは、まちの活性化にとって大きな効果を生むと考えておりますので、堤上野線の進捗状況などと連動するよう検討してまいりたいと考えております。

それから、次に、堤上野線の現況と今後の事業計画についてのお尋ねであります、堤上野線は有明海沿岸道路の大川中央インターと向島地区を結ぶ幹線道路として、花宗川を越え県道水田大川線までの区間で整備が進められております。現在の進捗状況としては、小保、向島地区の用地交渉を精力的に進めながら、同時に花宗川橋梁の詳細設計やボーリング調査を行っており、来年度から橋梁の下部工に着手する予定であります。なお、小保地区において字図と現況境の不整合がありまして、地権者と関係機関との協議に時間を要したことや、さらには若津新茶屋線、小保若津港線の起終点部での区間延伸のため事業計画が一部見直されたことにより事業期間の延伸がなされております。議員御指摘のように、堤上野線は市街地を取り巻く西側の環状線として位置づけられておりまして、県道水田大川線から国道208号までの区間においても段階的に整備を進めてまいりたいと考えておりますが、当面は若津新道までの開通に全力を傾けてまいりたいと考えております。

壇上からの答弁は以上であります、一部答弁漏れがございましたら自席から答弁させていただきます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

大変ありがとうございました。御答弁ありがとうございました。

まず、都市再生整備計画についてであります、事業計画全体に対する事業費、あるいはその工程表については、今の御答弁の中で明確に5億円という金額も示されておりますが、工程表といいますか、5年間のうちに段階的に達成していく、完成していくということなんだろうと思いますが、この工程表についても存在するのですか、しないのか、お尋ねしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長補佐。

まちづくり推進課長補佐（池田哲男君）

都市再生整備計画の中身のお話の御質問だと思いますけれども、先ほど市長答弁いたしましたように、この制度、国のまちづくり交付金という制度でもともと始まっておりまして、このまちづくり交付金というのが、いわゆる地域に必要な、先ほど言いました道路整備でありますとか、そういった基幹となる事業を含んで、あと地域で創意工夫をするような、したようなまちづくりに効果があるような事業、そういったものをひっくるめまして一つのパッケージになっています。いわゆる国と協議の中では、先ほど市長からも答弁しましたけれども、11の基幹事業と5つの提案事業ということでトータルのパッケージとしておりますので、トータルでそれを5カ年間で仕上げたときにどういった効果があるかというふうなことで検証されるような制度になっています。もちろん、国と協議をする中では、それぞれの時期的な計画、それから事業費等も積み上げて国と協議を行っておりますが、先ほども言いましたように、5カ年の中で割と自由に動けるような制度になってございますので、そういったことで5カ年で最終的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

そうしますと、21年度から25年度までの金額について5億円というお話もありましたので、その間に、先ほど申し上げました基幹事業というのがありましたね、11でしたか、基幹事業については、これはすべて完成するという目標を立てておられるのかどうか、お答えしていただけますか。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長補佐。

まちづくり推進課長補佐（池田哲男君）

基幹事業につきまして5カ年の中で整備をやっていきたいと考えております。しかしながら、先ほど市長答弁もございましたように、国との事業費の詰めがトータル、マックス5億円ということになってございますので、それぞれ単年度につきましては、また議会のほうで予算のお話をさせていただく中で、私どもとしては5カ年の中で基幹事業をやり遂げたいというふうに考えてございます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

わかりました。ちょっとしつこいようですが、この5億円なんですが、これはトータルの5億円というのは5年間にわたってということなんですが、予算については毎年その金額についても、を含めて5年間の間に5億円の範囲で使っていくということで、当初から何年度に幾らというふうに約束されているものではないということになりますか。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長補佐。

まちづくり推進課長補佐（池田哲男君）

繰り返しになるかもしれませんけれども、5カ年で、マックスでですね、トータル5億円の事業に対して国からやっていいよというふうなことをいただいているというふうにお考えいただければありがたいのかなと思います。

当然、市の財政状況等もございますので、その中で、例えば年度によっては多く入るとき、それから小さく入るときとかございますので、それについては、国は5カ年で包括承認を与えていますので、交付金事業にのっていけるというふうなことでございます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

はい、わかりました。

それから、先ほどの御答弁の中で、ハード面とソフト面の両面からの事業展開だという御説明がありましたが、特にソフト面についてはどんな状況なのか、お答えいただきたいと思います。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長補佐。

まちづくり推進課長補佐（池田哲男君）

都市再生整備計画に基づくソフト事業のお尋ねかと思いますけれども、先ほど答弁の中にもありましたように、小保、榎津地区、いわゆる歴史的な町並みのところにおきましては、藩境のまちづくりを考える会ということで地元の組織を立ち上げていただいておりますので、そこでまちづくりについて啓発事業をソフト事業として行っていると。

それから一方、中原から榎津、東町周辺の中心街につきましては、先般、住みよか街なか

委員会ということで、こちらも地元の代表の方々、地元の方々に入っていただいて委員会を立ち上げることができましたので、その中で検討していきながらまちづくりを進めていきたいというふうなことでソフト事業展開を図っております。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

2つの軸になる委員会を結成されたということで、大変いいことではないかと思います。

じゃ、次にお尋ねしたいのですが、今言う藩境のまち、我々がイメージしているのは、例えば日田の豆田とか、古い町並みを生かした、周辺にもハ女だったり、あるいは吉井ですか、あたりでやっておられるような景観条例を適用して町並みを整備していくというような計画までは持っておられないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長補佐。

まちづくり推進課長補佐（池田哲男君）

いわゆる歴史的な町並みに対する景観条例等の制限により、町並みを保全、活用していくというふうな御趣旨の御質問だと思います。

1点、その前にお話しさせていただきますと、一応景観にかかる条例ということですが、本年10月に福岡県において、筑後川の流域の良好な景観を守り育てるという意味合いで、筑後川流域景観計画というのが策定されてございます。この計画に基づきまして、来年の1月1日より、本市を含む流域の届け出対象区域においては、いわゆる大きな建築物でありますとか、高い建物でありますとか、そういった一定の規模以上の建築等の行為を行おうとする場合におきましては、景観法及び福岡県の条例等による届け出が必要になりました。これは、流域全体の景観を守るということでございますので、先ほど言いましたように、一定規模以上の大きなものとかに対しての外観、いわゆる色彩ですとか、形ですとか、そういったものについて届け出が必要になったと。例えば、色が似つかわしくないということになれば、それについては県のほうが指導をやっていくというふうな制度が1つ入りましたので、それをつけ加えさせていただいて、いわゆる藩境のまち、歴史的なところですけれども、いわゆる伝統的町並みを保存しようという機運は先ほども言いましたように、藩境のまちづくりを考

える会とか、そういうものができておりまして機運が実際高まってございます。

当然、先ほど言った県の条例に比べますと、もっと保全とかという形になりますので、厳しい規制とか制限とかそういうものが逆に筑後の特性に合わせてかかわってくるような条例に、そういうものになると思いますので、地域の皆様の理解を得ながらそういう保存、それから保全を図るという意味で、この地区については、特に地域特性に合った景観条例等の制定については取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

筑後川流域景観計画というのが来年早々から実施されるということですが、藩境のまちに適用する、いわゆる景観条例といいますのは本質的に相当違うといいますか、これは予算自体も膨大な予算になっていくだろうと思いますが、これについては将来的に前向きに考えるということでよろしいでしょうか、再度。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

そのように御理解いただいて結構でございます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

ありがとうございました。

次に、壇上でお尋ねしました、お話しましたように案内板なんですが、隣の柳川市、もうこれは観光に対する取り組み方もおのずから我々とは違うわけでありますが、大変きれいといいますか、立派な観光マップだったり、あるいは案内板みたいなものも立派なものが、それぞれの旧跡、あるいは名所に設置されているわけですが、そこまではいかなくても従来あるような、ちょっと大川市に設置されている案内板も相当傷んできて倒れかかっているようなものもありますし、もっと程度のいいといいますか、品のいい案内板を計画していくというような予定はありませんか、お尋ねしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長補佐。

まちづくり推進課長補佐（池田哲男君）

議員おっしゃられているのは、市内全般的に案内板も不足もしておりますし、傷んできてるというふうな御指摘かと思いますが、私どもまちづくり推進課が所管しております都市再生整備計画の中で、先ほども申しました、いわゆる藩境のまちにおきまして、基幹事業として、1つはサイン整備をやるというふうなことで位置づけをしてございます。そういうものを進めていくこととあわせて、当然、皆様方、市外から来られた方とかにも非常にわかりにくいというふうな、いろいろな案内板についてはお声も聞いておりますので、早急にやっていきたいというふうに思ってございます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

よろしくお願いします。

少し今度は角度が変わらぬかもわかりませんが、筑後川昇開橋のリニューアルといいますか、ほぼ完成している状況にあるわけですが、当然この期間、橋には全然入れなかつたわけでありまして、従来あった昇開橋の観光客というのも現在は全く途絶えた状況ではあるわけですが、これがいよいよ来年早々には新築披露といいますか、修復披露もしてオープンしてくることになるわけでありますが、このリニューアルの披露といいますか、昇開橋にとっては再スタートということにならうかと思うんですが、そのためのイベントを何らかの形で計画されているだろうと思いますが、いかがでしょうか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

来年の1月というふうに当時想定しておったんですが、ちょっと追加的な工事が入りまして2月の頭ごろに、さっき議員おっしゃいますような、こけら落としといいますか、佐賀市と連携するような格好でお披露目式といいますか、そういうことをやる予定にいたしております。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

予定どおり、できるだけ画期的なものになるようにお願いをしたいのですが、しつこいようですが、昇開橋については非常に、温泉がオープンしたのも追い風になったと思うんですが、従来に比べて大層観光客が多く来るようになっておりました。そのやさきの修理といいますか、化粧直しであったわけですが、そういうことも考え合わせますと、再度この昇開橋、リニューアルした再スタートは大変大事なイベントになるのではないかと思います。ぜひそういうことを含めて、また、この地区については昇開橋祭りなどを企画して成功させている地元の方々も大変関心を持って見ておりますので、そういったところとの協力も含めてできるだけ効果的なイベントになるように、くれぐれもお願いをしたいと思います。

最後になりますが、堤上野線の国道208号線までの延伸についてお尋ねしてまいりたいと思いますが、その可能性、早期事業化の可能性についての県の感触、全く感触も何も触れたこともないのか、そのあたりお尋ねをしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

その点につきましては県のほうにお話を申し上げたことがございます。県と話をする中では、今は若津新道までの整備に全力を傾けたいということで、次の事業の話は現在の事業のゴールがある程度見えてからというようなことでございまして、現時点でいつぐらいからとか、そういうお話はちょっとまだできないような状況でございます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

当初は若津新道までの完成も実は危ぶまれたといいますか、地元を含めてそういう見方で懸念をしていたことも考え合わせますと、実に来年度の架橋まで来たかという感慨すら覚えるわけでありますが、若津新道までの供用開始が今の計画では来年から3年間で橋が、さらに新道側の道路整備についても同じタイミングでというふうに聞いておりますが、そうしますと、25年度の完成かしらと、そんなふうに考えるわけですが、完成年度の予測といいますか、ということについてどんなふうに判断されておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

県のほうに聞いておりますが、平成25年度から26年度にかけてということでございます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

極力25年度ということになっていけばありがたいと、地元としてありがたいと思いますが。

当初からここまで沿岸道路の取りつけ、アクセス道路といいますか、が来ますと、その若津新道の時点で右へ行くのか、左へ行くのか、多分、左へ行って若津から大川橋に抜けるという車両が多いんだろうと思いますが、ここでの渋滞を懸念する声が從来から大変大きくあります。そういう意味でも、こういった交通予測といいますかね、若津新道まで抜けて長期間それで放置されるというふうなことは大変懸念されるわけであります、ここでの渋滞予測みたいなことがされてあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

一応、県のほうで交通解析は行われております。その結果は、大きな渋滞までには至らないということでございます。

それから、まだ国道208号までは開通していませんと、通り抜けができませんというようなことがドライバー等にわかっていていただくように適切な案内板等を設けて、通過交通等を誘導していきたいというふうに考えております。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

わかりました。いずれにしても、若津新道まで早くできることには次の展望も開けないというわけでありますて、この早期事業化についてはできるだけ早く申請をしていくということが必要だと思いますが、お答え、植木市長からも、あるいは担当課からもありましたように、目前の完成が先であるという御返答が大変目立つといいますか、それが精いっぱいで

あるという状況に聞こえてくるのですが、植木市長、事業化への取り組みについて現在どんなふうに考えておられるか、ちょっとコメントをいただけますか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

この道路事業は、もう御案内のように県事業であります、県事業に対して負担金という格好で大川市が支援すると、おつき合いをすると、こういう格好の事業でありますから、一義的には県の予算がどの程度つくかということあります。当然ながら、つくに当たっては予算化する、県が予算化するに当たりましては、私どもの財政事情もございましょうから、私どもに当然相談はありますけれども、一義的には県の予算のつき方ということになります。

現在、残事業がですね、あそこまでかなり行っているんですけれども、新道までタッチの事業費ベースでの進捗状況はまだ35%ぐらいなんですね。一番金を食うのは橋なんです。これががばっと金を食うもんですから、事業費ベースではまだ35%、つまり65%が残事業として残っておりまして、この事業費も相当、二十七、八億円というかなりの額でございますから、県もなかなか財政不如意なところがあるようでございまして、簡単につけ切れない分もあるかもしれません、私どもとしては最大限事業費としてつけていただくような努力をしながら、なおかつ我々の財政状況といいますか、も考えながら、あそこまでもう事業が行つておりますから、できるだけ早くその事業効果があらわれるようになりますということは大切なことだろうと思います。つまりは集中的にやっていくということは大変重要なことだろうというふうに思っております。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

大変ありがとうございました。いずれにしても、若津新道から先、208号までのお話ができるというのは若津新道まで完成するというのが目前に迫ってきたという意味で、大変我々としてもありがたい話なっていますが、事業化について、当然地元の要望といいますか、地元が望んでいるというのが一番でありますし、次には植木市長を初め、行政の取り組み姿勢といいますか、県へのお願いがいくつありますか、そういうことになっていくのだろうと思います。少なくとも地元については次の段階を熱望するといいますか、そういう機

運が強くありますので、今後の取り組み、行政のほうにもくれぐれも注目をして取り組んでいただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

付随的なことになりますが、国道208号までの、若津新道からの事業についてですが、途中に西鉄専用道路が通っております。ここの一方通行の解除の話がせんたってございました。この計画がその後どうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

この件につきましては、警察のほうと協議を行っておりますが、解除に向けて条件を2つつけられております。1つは、大型車が離合可能な最低幅員6メートルを確保することということで、幾つかこの幅員を確保できない箇所がございますので、今後3年程度をかけてこの部分の整備を行いたいと考えております。

それからもう1点は、解除に伴い交通量が当然ふえますが、それに対する地元の合意形成ということでございまして、これにつきましては区長さんを通じて地元のほうの意見をお聞きしておりますが、おおむねは賛成の方が多いという状況でございます。車がふえて事故等が心配だという方もいらっしゃいますので、こういう方につきましては整備が終わるまでに御理解をいただけるように努めてまいりたいと考えております。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

3年間といいますと、細かい 細かいといいますか、話ですが、いつから3年間なのか、お願いします。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

ことしからですね、ちょっと予算の残りぐあいもございますが、できればかかってというふうには考えておりますが、非常に予算的な面で、はっきりいつの時点ということはちょっとこの場ではお約束まではできませんが、できるだけ早くということで考えております。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

3年程度と言っておりますのは、それほど難しい事業ではないんですけども、やっぱりちょっとまとまった金も要るもんですから、一発でということになりますと、ほかのところにやっぱりしわ寄せが来たりするものもありますんで、ちょっと申しわけないんですけど、3年程度の時間をかけさせていただければありがたいというふうに思っているところであります。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

3メートル未満の両面通行の道は市内にはいっぱいあるんですが、物理的にもう6メートル切った地区があったら絶対解除しないと、こういうお答えなんですか。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

これまで長い間、一方通行ということでやってこられておりまし、そういうことになれた方がいらっしゃいますので、1つは、その安全な幅員をという点が1つと、もう1つは、先ほども御質問がありありました堤上野線が国道208号まで延びていきますけど、将来ですね。その際、途中交差する道路になってくるわけでございます。その場合には結構交通量もふえてくるかと思いますので、せっかく解除のための整備を行うなら6メートルを確保するということでございます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

はい、よくわかりました。早期の解除ができれば大変地元も喜ぶというふうに思います。歓迎するだろうと思います。よろしくお願ひします。

前後してしまいましたが、最後に、前後して恐縮なんですが、先ほど言っております、若津新道から208号へ抜ける総事業費というのは、ちなみにわかっているのでしょうか。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

概算で20億から25億円程度と予想しております。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

わかりました。大変ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は13時、午後1時といたしますので、よろしくお願ひいたします。

午前11時51分 休憩

午後1時 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、6番古賀龍彦君。

6番（古賀龍彦君）（登壇）

皆さんこんにちは。本日4番目の質問者となりました議席番号6番古賀龍彦でございます。

議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は2つ質問させていただきます。1つは、小・中学校の教室にエアコン設備を。2つ目は、インテリア産業活性化の取り組みについてであります。

まず最初に、小・中学校の教室にエアコン設備をありますが、植木市長は教育施策においてもさまざまな取り組みをされております。

例えば、数学日本一を目指して、1.「数理の翼」大川セミナー2010開催、2.市職員による小・中学校生を対象とした数学かけこみ寺開校、3.中学校に大学生などによる数学学習センター配置などがあります。特に、市職員による数学かけこみ寺開校は世間の注目を集め、北海道の白老町議会や神奈川県秦野市議会から視察を受けておられます。

今回、第2期の数学かけこみ寺が平成22年10月より平成23年2月まで開校されており、32

名の市職員が就業後にボランティアで子供たちの勉強指導をされておられます。その方々の御尽力に改めまして感謝と敬意を申し上げます。今後も将来を担う子供たちのために頑張っていただきたいと思います。

それら勉学に励む子供たちを、ことしは異常気象が襲いました。地球温暖化の影響であると思われますが、世界じゅうのあちらこちらで年々異常気象が大きくなっているように感じます。日本もことしは、これまで例を見ない気温上昇が襲いました。福岡市の2010年基本データを見ますと、7月下旬から9月下旬まで、ほぼ毎日のように35度Cを上回っていました。熱中症患者は、ことしは去年に比べ、約3倍近く発生しているようです。私たち大人でさえ耐え切れないような暑さの中、日中の大半を学校で過ごす子供たちは、その生活はどうでしょう。

市内のある小学校では、余りの暑さに子供たちが勉強に集中できないので、エアコンの設置してある図書室や多目的ルームなどを利用して、不公平にならないように1クラスずつ、かわるがわるに勉強を行ったり、また、ある小学校では、体育の授業の後、エアコンのある図書室で休憩時間をとって体温を下げるなど、子供たちの健康を守るためにいろいろと御苦労されているようあります。このような気温上昇は今後も続くと予想されております。私は、子供たちが勉強に集中でき、また健康を守るためにも、小・中学校の教室にエアコンを設置すべき時期に来ていると思います。

壇上からの1つ目の質問は、このように気温上昇が予想される夏季の小・中学校の教育環境についてどのように考えておられるか、お尋ねします。

次に、インテリア産業活性化の取り組みについてあります。

今、大川のインテリア産業はまだ不況の中にあります。この状況に突破口を見出すために市長はいろいろな施策を積極的に打ち出されておりますが、私たち議会はもちろんですが、市民の皆様も市長、そして副市長の御活躍に大いに期待をしているわけであります。

そこで、2つ目の質問をいたします。インテリア産業の活性化についてどのような取り組みが今までなされたのか、お尋ねいたします。

以上で壇上からの質問は終わります。あとは自席から質問いたしますので、御答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

まず、インテリア産業活性化の取り組みについての御質問であります。インテリア産業の活性化に向けては、これまで国、県の協力を得ながらインテリア産業リバイバルプランに取り組むほか、展示会を始めとする各種事業に対する補助、産業振興の推進母体である財团法人大川総合インテリア産業振興センターの運営費補助を行うなど、その推進を図ってきたところであります。

また、近年におきましては、輸入家具との差別化を図るため、伝統の匠の技、環境に配慮した人に優しい家具、だれもが使いやすい家具といった付加価値をプラスし、価格だけではなく、その先にある地球環境や健康などを消費者にアピールするため、メディアを積極的に活用した大川イメージアップ戦略事業を推進いたしております。

特に最近では、木工まつりの期間を中心に行ったCMスポット放映などは、大きな成果があり、ことしの木工まつりも成功裏に終了することができたと考えております。

また、業界関係者とともに都市圏の団体へインテリア産業のPRを行うなど、その振興策に努めています。

繰り返しになりますが、大川伝統の匠の技や環境に配慮した人に優しい家具、新たな事業展開をしている福祉家具やキャラクター家具など、話題性のあるものも含め、今後もメディアを積極的に活用したPR等を行いながら、産業の活性化に取り組んでまいります。

小・中学校の教室のエアコン整備については、教育長より答弁をいたさせます。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

教育長。

教育長（石橋良知君）（登壇）

古賀龍彦議員の小・中学校の教室にエアコンの設備をの御質問にお答えいたします。

学校の教育環境につきましては、子供の健康安全を中心としながら、施設、設備の充実、安全管理、衛生管理、教室環境の整備と美化等に努めているところでございます。

議員御指摘のように、ことしは気象条件も加わり、特に猛暑となりました。このため、小・中学校の教室環境につきましては、近年の温暖化傾向と相まって、教室の温度が摂氏30度Cより高くなったところもあると聞いております。

子供たちの健康に対しましては、特に熱中症等の対策としての水分補給や野外での帽子の

着用等を十分注意するように指導したところです。

また、室内における温度環境の対策としては、校舎の棟が重なり、風通しが悪く暑さの厳しい教室もあるため、その教室等の温度を測定、記録し、その対策として、風通しをよくし、空気の流れをつくり、体の熱を蒸散させて、その暑さを少しでも減らすために一部の教室に扇風機を設置しております。今後、さらに子供たちの健康を守り、学習に集中できるように温度環境対策をできることから少しずつでも対応を図っていきたいと考えております。

また、学校の空調設備の設置状況につきましては、子供の保健指導や健康を管理する保健室、PTAや研修会等で使用します会議室、さらには心を豊かにする図書室やランチルーム、情報機器の管理に必要なコンピューター室、会議等に使用する教育相談室、ミーティングルーム等には設置をしているところでございます。

議員御指摘のように、ある学校では、温度環境対策の一つとして空調施設のある教室をフルに活用しながら授業を行ったこともお聞きいたしているところでございます。

また、校区内の皆様方の絶大なる協力のもと、今年度から運動場の芝生化に取り組んでおり、小学校2校に実施いたしましたが、その効果として運動場の温度は平常時より7度C、温度が下がり、体感温度はさらに下がって、すがすがしさを感じ、吹く風もさわやかだったとお聞きいたしております。

今後、厳しい暑さのときは、温度環境対策として各学校において現在の空調施設設備を活用した工夫や、風通しをよくする工夫や中庭等の芝生化も視野に入れながら、教室の温度環境を快適な環境につながるように対応を進めていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（古賀龍彦君）

市長、教育長、御答弁ありがとうございました。

先ほどの教育長の御答弁の中にも、教育環境改善の施策として、今年度は小学校の運動場を芝生化していただき、土の部分と表面温度差が7度Cもあり、そのさわやかな環境に子供たちはもちろん、地域の住民の皆様にも大変好評でありました。改めてお礼申し上げます。来年度からもぜひ続けていただきますように要望したいと思います。

しかし、今回は、お願いは小・中学校の教室のエアコン設備についてであります。自席か

らは少し掘り下げて質問したいと思います。3つほど質問いたします。

まず1つ目は、教室の温度測定調査及び聞き取り調査についてです。

文部科学省所管の学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準によれば、教室の温度は、冬季は10度C以上、夏季は30度C以下であることが望ましいとされています。そこで、ことしの異常な気温の中での教育環境はどうでしょう。教室の温度測定調査は実施されましたでしょうか、また授業への影響や生徒の健康状況などの聞き取り調査を実施されていますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（井口嘉生君）

学校教育課長。

学校教育課長（武下博子君）

それでは、教室の温度測定の調査、それから授業への影響及び健康状態の把握についてお答えいたします。

ことしは各学校の校長先生からも口頭で、ことしは暑いといったような声をお聞きしておりますし、温度測定調査の結果につきましては、データとして1校からいただいたところでございます。また、教室の位置におきましては、先ほど教育長のほうも申し上げましたが、校舎の棟が重なって風通しが悪く、暑さの厳しい部屋もあるため、教室の温度を測定し、そして記録し、その結果を検討いたしました。

今年度は一部の教室に扇風機を設置した学校もございます。扇風機の効果といしましては、温度が下がることはございませんが、風を体感できることで快適さが増したとの、よい評価を得たところでございます。今後も教育環境調査については、適時調査を行い、学校環境の把握と改善に努めてまいりたいと考えております。

それから、授業の影響ということで、近年の温暖化傾向、ことしの猛暑の影響で、特にことしの夏は過ごしにくく、環境の厳しい教室もあったと把握しております。学校では、空調施設を設置しております会議室、図書室、ランチルーム等を活用しながら授業を行うなどの工夫もいたしております。

健康状態の把握につきましては、毎朝、担任が一人一人の子供の状態を把握し、授業の途中でぐあいが悪くなった児童・生徒は、保健室で状態を確認し措置をいたしまして、必要があれば病院で受診するようにしております。

また、保健室には氷やスポーツドリンク等を用意いたしておりまして、9月に調査を行い

ましたところ、9月は小学校の体育会、それからその練習等もございましたし、軽い熱中症の症状を示した子供が数名おりました。幸い軽症で、重症には至っていないところでございます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（古賀龍彦君）

ありがとうございました。温度測定調査については1校、データをいただいているということでした。私もそのデータを見せていただきました。9月6日から9月17日までの1年生から6年生までの12教室を測定してありました。その結果、すべての教室の平均温度は適正基準を上回る31.8度Cでありました。教室の教育環境はかなり悪いということあります。

聞き取り調査については、軽い熱中症が数名いたが、重症には至っていないというお答えでした。授業に集中できない子供たちがたくさんいても無理のないところであります。これからも環境はどんどん悪くなっていくと思いますので、細心の調査をお願いいたします。

次に2つ目は、エアコン設置状況についてです。

夏季の教育環境の悪化によるエアコン設置要望は、一部を除いて全国共通な課題だと思います。そこで、福岡県や全国の小・中学校のエアコン設置状況についてお尋ねいたします。

議長（井口嘉生君）

学校教育課長。

学校教育課長（武下博子君）

それでは、小・中学校のエアコンの設置状況についてお答えをいたします。

公立小・中学校の普通教室への空調設備の設置状況で、全国的な統計調査としては資料の公表がなされていないところでありますが、都道府県による情報交換の資料によりますと、まず設置率が高い都道府県といたしましては、東京都が約6割、京都府と沖縄県が5割、埼玉県、大阪府、兵庫県が2割台、神奈川県、三重県、和歌山県、それから福岡県が1割程度ということでございました。

福岡県内の状況につきましては、普通教室に空調設備を設置している自治体を独自に調査いたしました。福岡市、北九州市、大野城市、春日市、行橋市、筑前町など、一部の小・中学校で設置をされておりました。その設置の理由といたしましては、近隣に空港や自衛隊の

基地があるということで、騒音が厳しく、窓があけられないというようなものでございました。

また、久留米市、柳川市におきましても、それぞれ1校に空調設備が設置されておりました。その理由といたしましては、近くに畜産場があったということで、においの問題から窓があけられないというようなものでございました。

そのほか、嘉麻市、朝倉市、小郡市、八女市などでは、特別支援学級の一部にエアコンを設置されております。対象となる児童・生徒への身体の配慮によるものです。

以上のように、福岡県の公立小・中学校では約1割の普通教室に空調設備が設置されておりますけれども、理由といたしましては、先ほど申し上げました騒音、あるいはにおいが原因であったということでございます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（古賀龍彦君）

御説明ありがとうございます。全国の普通教室へのエアコン設置状況を御説明いただきました。多い東京で6割ぐらい、福岡にあっては1割程度ということですが、徐々にふえてきているなど感じております。

また、設置理由について、福岡や北九州などは空港や自衛隊などの航空騒音対策、久留米、柳川などは畜産業でのにおい対策などであるという御説明でございましたが、これはこれまでの主な理由だと思います。私が言いたいのは、昔と今では明らかに違っている夏季の教室での劣悪な環境を、エアコンを設置するなどして、数学日本一を目指す子供たちのためにも、教育環境改善を実施する時期に来ているということであります。

3つ目の質問は、PFI（Private Finance Initiative）手法についてであります。

私は、小・中学校のエアコン設置についてインターネットで検索してみました。そこには、設置に向けて積極的な自治体も数多くありました。そこで、川崎市や京都市では小学校冷房化事業をPFI手法を用いて実施したと書いてありました。このPFI手法とはどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

議長（井口嘉生君）

学校教育課長。

学校教育課長（武下博子君）

それでは、PFIの手法によるエアコンの設備事業についてということで、今、二、三実施されている市があるということで御紹介をいただきましたけれども、PFIと申しますのは、民間資金等の活用による公共施設等整備等の促進に関する法律が平成11年の7月に制定をされました。それ以降、ガイドライン等ができまして、PFI方式による公共施設の設備がされたところがございます。

まず、民間業者が民間能力の活用をいたしまして、資金、経営、技術等のノウハウを活用し、民間事業者に工事の設計、施工、維持管理を一括して行わせる公共事業の手法の一つでございます。

その目的といいますのは、整備コストの削減ができるということと、財政負担につきましては複数年にわたる事業費を各年度で平均的に負担できるというようなことでございます。複数の工事を一挙に完成することが可能になるというようなことでございます。また、PFI手法でメリットを生じるためには、一定以上の工事規模が必要となると考えております。

公共事業の手法につきましては、規模に応じた市の直営方式、それからリース方式、あるいはこのPFI方式等あるかと思いますが、その選択につきましては、その用途に応じて考える必要があろうかと考えております。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（古賀龍彦君）

御説明ありがとうございました。PFI手法というのを理解いたしました。設置に向けては、そのPFI手法とか、市で直接施行するとか、リース方式とか、いろいろ研究をしていただきたいと思います。

また、設置した後の電気料金などの維持費については、電気料金の一部を受益者負担として家庭に要求している自治体もあるようでございます。その点、大川市の場合は小学校には太陽光発電を設置していますので、他自治体よりも幾分有利であると感じております。

いずれにしましても、暑さの厳しい夏季においても、子供たちの学習の場、生活の場である普通教室の安全で快適な教育環境を実現するため、エアコン設置は喫緊の重要課題だと思います。市の財政の厳しさはよく知っております。耐震補強工事完了後は、ぜひエアコン設

置に着手していただきたいと強く要望いたしまして、次のテーマに参ります。

次に、インテリア産業活性化の取り組みについてであります。自席からは3つほど質問いたします。

まず1つ目の質問は、大川市インテリア産業の現状分析についてであります。インテリア産業の大川の現状や課題など、わかりやすく御説明いただきたいと思います。

議長（井口嘉生君）

副市長。

副市長（福島裕幸君）

ただいまのインテリア産業の現状分析への御質問ですが、まず数字的なものから申し上げますと、平成20年の工業統計の数字でございますけれども、大川市の家具その他木製品の生産額というのが472億円ということでございます。これは事業所数が約770ということでございまして、ひとことに比べると、いろいろと御指摘されておりますけれども、減っているという状況というのは、これは数字の上でも確認されているところでございます。

その上で、今どういう状況にあるかという問い合わせございますけれども、1つは、産業自体の今転換期にあるんじゃないかというふうに考えてあります。以前も議会で申し上げたこともあるとは思いますけれども、やはり転換期にあるときには、非常に伸びる企業となかなか苦しい企業というのが出てくるということで、その違いは何かというと、やはりイノベーション、技術革新というふうに言っておりますけれども、これは広い意味で技術革新、本当に狭い意味の技術だけではなくて、例えば、自分のつくり出したものをいかに消費者にアピールして届けていくか、あるいは世の中がどういうものを求めているか、そういうものに適切に商品を投入していくかと、そういったところが非常に重要になってきているんじゃないかなというふうに思っております。

若干、過去の産業がどう変遷してきたかというのを振り返ってみたりしますと、この数字というか、御承知のように、平成3年ぐらいがたしか生産額のピークだったと思いますけれども、事業所についても、やはりその時期から比べると減っているわけなんですが、さらにはかのぼりますと、昭和40年代ぐらいあたりに、非常に事業所が最も多い時期があったというのも数字の上で確認できます。そういう事業所が多い時期、あるいは生産額が多い時期、それはなぜそういうのをたどってきたかといいますか、そういう数字に上ってきたかといいますと、やはり昭和30年ぐらいに工業デザイナーの方、河内諒先生が斬新的なデザインを出

されたとか、そういう一つの今で言うイノベーションのような先人といいますか、先輩方が革新をしてこられたというもの、そういうものを契機にぐんと上がっているというところがございます。

これは全く同じことが生じるかというと、それは保証はできませんけれども、新しい時代、転換期にあるときに、そういう動きが少しずつでも出てくることによって力がじわりとついてくる、産地としての力がじわりとついてくるというふうなものではないかというふうに考えています。そういう意味でいうと、新しい動きとしましては、地域資源を活用した新たな分野に進出する動きでありますとか、あるいは今まで持っている家具とか建具の材料を環境にも優しいような形に持っていくとか、そういう新しい動きもちらほらと出てきてありますので、そういうものをやっぱり力強く応援していくということも必要ではないかなというふうに思っております。

いずれにしましても、産業とか企業の集積というのは、依然これは大きなものが大川市にはございますので、そういう一つのまとまりとして、一つの方向性を持って何かの切り口でやっていくという動きが、今、十分かというと必ずしもそれは十分じゃないような気がいたしますので、その辺がやはり課題、現状の分析と言えるかなと思います。

それから、何か元気を出して厳しいときにも取り組むというふうな企業というのは必ずおられると思いますので、そういう方々を地域、市、行政、支援機関、こういうところで力強く応援していくというのもまだまだ不足しているんじゃないかと思いますので、この辺も今後の課題になるかというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（古賀龍彦君）

副市長、御答弁ありがとうございました。わかりやすく御説明いただきました。現状の課題などは、産業集積が生かされていない、ばらばらを一本化すべきとか、市内の企業などのやる気、元気を出す仕掛けが必要だということでございました。

それぞれの課題が見えてきたところで、次に2つ目の質問は、大川市のインテリア産業活性化の取り組みについてでございます。今、御説明いただいた分析の結果を踏まえて、インテリア産業などの活性化対策として、これまでに実施された取り組みや成果などを具体的に

御説明願います。

議長（井口嘉生君）

副市長。

副市長（福島裕幸君）

それでは、最近の取り組みについて御説明いたしますと、これは先ほど市長から答弁がありましたように、産業活性化というものを、大川のすばらしさというのをどう出していくかという大きな方針のもとで、幾つかちょっと具体的に申し上げようと思いますけれども、1つは、福祉家具の研究開発というプロジェクトがございます。

これは特徴を持った家具を大川発ということで出していこうというプロジェクトですけれども、まだまだ大きな流れにはなっておりませんが、やはり切り口としては、新しく重要な分野ではないかなと思っております。これはやはり出し方によって、PRの仕方によって、あるいは消費者への届け方によって、大きく柱となっていくものではないかというふうに思っているところでございます。

それから、非常に短期的に目に見える形で出していきたいと思っていますのが、ネットマーケットの事業でございます。

ネットマーケットの事業については、22年度に取り組むということで、今年度ずっと取り組んできているところなんですけれども、私も知っているネット関係の企業とかいうところを訪問して意見交換してまいりましたけれども、やはり漫然と商品を陳列するとか、ただ羅列しておくようなPRの仕方では、これはだれも、いわばお客様もだれも来ないと、来ても何ら関心を示してくれないというふうな、事前のリサーチみたいなものも出ていますので、そういったところをきちんと踏まえながら、例えばストーリー性を持って、あるいは大川の産物、特に家具とか木製品とか、そういうものがいかにすばらしい、いかに奥深いストーリーを持っているのかというのもあわせてそこでPRをしながら、もちろんネットですから双方向ですから、足りない部分というのをそういったところで吸収して、それを今後の戦略に生かしていく。それは個々の企業レベルでもいいと思いますし、産業界全体でのレベルでもいいと思いますし、フィードバックして次のワンステップに生かしていくという、これは非常に重要なことだと思っておりますので、年度内にも恐らく制度設計を終えて稼動するという形になると思います。

それから、もう1つ重要なのは、今インテリア産業ということのお問い合わせではござい

ますけれども、それを軸にした、広がりを持った形で、産業というのの厚みを増していくことが必要じゃないかというふうに思っております。

具体的には、農商工連携といったようなものは、これは十分に、今後柱として出していくには十分なものじゃないかと思います。既に地域資源を生かして、イチゴのあまおうとか、そういうものを使って酢と連携しているものでありますとか、またイチゴのお酒とか、既に大川にはそういう企業さんなり、そういう集積というのがございますので、農商工の連携、これは6次産業と言う方もいらっしゃいますけれども、そういった少し厚みを持った形で産業の幅を広げていくということも必要かと思われます。これは具体的には地域資源の活用ということで、法認定をとって一部、今後補助金あたりも使いながら支援がですね、国等の支援もいただきながらやっていくことが可能かというふうに考えているところでございます。

取り組みについてやはり重要なのは、今申し上げたような個別の分を進めていくのも重要ですけれども、やはり意思の疎通も大変重要だと思っておりまして、この1年ぐらいずっと継続的にやってきましたのは、インテリア産業振興センターと定期的に意見交換、協議会を持っております。その中で、やはり一つの方向性というか、産業界が固まって大川のPRを、拠点を何かつくって、そしてたくさんの方に来てもらって、いいものがあると。この場所にはいいものがあるというのを感じていただいて、そしてさらにリピーターをつくって、これをまたPRしていただくという、そういう大きな流れをつくることがやはり重要なじゃないかということ、その部分では意見が一致していますし、コンセンサスが得られていると思いますので、そういった方向に向けて今後、一緒に取り組んでいけたらいいんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（古賀龍彦君）

ありがとうございます。副市長がお話にならなかつたほかについても、取り組みについてちょっと調べてみると、福祉家具研究開発協議会のモノづくりと未来塾の地方元気再生事業による人づくりを産学官民連携事業への取り組みとか、九州経済産業局からの国の事業説明会の開催、商店街協同組合の活性化事業計画及び地域産業資源活用事業計画が局の認定を受けたなど、そのための指導助言や人材の紹介、そしてインテリア振興センターとの毎月の

定例の情報、意見交換会の開催など、大変よい取り組みをしていただいておりますが、まだまだ取り組んでいかなければならぬ問題もたくさんあると思います。

そこで、最後の質問になりますが、大川市インテリア産業活性化のための今後の方針についてであります。大川市の積極的な取り組みや活動は、市民の皆様にも十分御理解いただいていると思います。それでは、これからどのようなインテリア産業活性化の取り組みを考えおられるか、今後の方針や目標などについてお尋ねいたします。

議長（井口嘉生君）

副市長。

副市長（福島裕幸君）

今後の取り組み、方針、目標という問い合わせございますけれども、これはやはり、きちんと方向性というのはどこに持っていくべきかというのは十分議論することが必要だというふうに思いますけれども、1つ、去年ですね、大川信金さんの地域力連携拠点というところでアンケート調査をされた結果の中に、1つちょっとヒントがあるような私気がして、それを先日ちょっと読んでいたんですけども。

その中に、小売店が取り扱う家具というものはどういうものが求められるのかというふうな問い合わせがありまして、数百社の小売店の方が答えられる。その最も多いのは、やはり品質というふうに答えていらっしゃるということでございます。これは量販店には出しにくい個々のオリジナリティーというか、そういうものが出て、そしてデザインとか機能性にすぐれているものが、これは消費者が求めていらっしゃるものじゃないかということで、これを果たして、じゃ、大川産の家具が満たしているかというと、これはいろんなものがありますので一概には言えないんですけども、例えばそういうところをねらっていくというときに、それを満たしているかということで言うと、まだ十分じゃないところがあるんじゃないかな。というのは、やはり議論していかなきゃいけないところかなと思います。

モノづくりというものは、いいものをつくれば、それがすべていいというものでもありませんし、もちろんいいものはつくるなきゃいけないんですけども、それがその時々のニーズに合ったものになっているかというのは常にきちんとチェックしながらやっていかなきゃいけないというところでございますので、一つのアンケートの結果ではありますけれども、そういった分野も重視していくと一つの突破口があるのかもしれないというふうな考え方を持つべきだというふうにも思います。

それから、メーカーに何を求めるかというふうな問い合わせもございまして、その中で一番多くお答えがあるのは、その商品はどういったものであるかという説明ですね。そういうものをメーカーの方はきちんとしてほしいということも、その中で出てきております。これはやはり、その裏にある大川の家具なり建具、木製品の歴史の厚みだと、皆さんの思いだとか、技術がどういったものだと、そういうものがうまく伝われば、これはすばらしいものだという、それをブランドと言うのかもしれませんけれども、将来的にはそういうものにきちんとつないでいくというふうな、そういう一つ一つの取り組みがやはり重要なんじゃないかなというふうに、そのアンケートでは読み取れるわけなんですけれども、そういったものが一つ方向性として重視すべきものじゃないかなというのが、先ほどヒントと申し上げましたけれども、ヒントみたいなものにもなるんじゃないかなと思います。

そこで、やはり今後どうしていくべきか、目標といったところですけれども、1つは、産業界が一つのものに方向性を持ってやっていくというのがまず1つの柱だと思います。これについては、先ほどのネットマーケットの話もありましたけれども、これも産業界、市挙げてやるべき分野だと思いますが、もう1つは、できれば常設の展示場みたいなものですね、いわゆる家具、建具、地域物産のステーションみたいな形のそういうものができれば、そこをキーステーションにいろんな形のリアルマーケットといいますか、ネットマーケットと対になるものとしてPRをしていくんじゃないかというふうに思っております。それと同時に、その中でブランド化、あるいはブランドマークとか、ブランドの表示とか、そういったところで具体的に取り組んでいければ、これは一つの方向性が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

あと、全部で4つぐらいだと思っておりますが、2つ目がまちづくり、観光を創造していくという部分で、やはり切り口をですね。単に漠然と観光といっても、これはそれだけ人が反応してくれるかどうかわかりませんので、やはり皆さんのが今思っているものを生かしながら、大川というのはこういうところだよということであれば、それを生かしながら伸ばしていくという方向性ですね。商店街にしても、古い町並みにしても、やはり木工ですとか、家具ですとか、そういうものとの関係をちらつかせながら、方向性を定めていくというふうな部分がやはり必要じゃないかと思います。そういう意味のまちづくり、観光、これは大きな柱になるんじゃないかなと思っています。

あと、今現在進めております大川のセールスですね、メディア戦略。これは非常に重要な

ものでありますので、今後さらにそのストーリー性に厚みを持たせて、こういう楽しさがある、こういうおもしろみがあるというふうなものを、どんどんアピールしていくというのが大事だと思っております。

それから、最後はやはり、ここに事業をされている企業の方々の元気をつけるということで、この集積を生かした形で事業をなさるような方々には、行政なり支援機関が力強く応援するという、個々の企業の力をつけていくというのが重要なと思います。

以上4点ぐらい申し上げましたけれども、ある意味、このまちの特性を前面に出して、そしてそれをしっかりアピールしていくと。そのためには幾つかの柱をきちっと立ててやっていくということで、めり張りのある産業振興といいますか、産業活性化の道筋が出てくるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（古賀龍彦君）

副市長、どうもありがとうございました。活性化に向けてお考えを語っていただきました。実現に向けてさらなる努力をお願いしたいと思います。

第61回大川木工まつりの結果が発表されましたが、入場者数は4万5,106人、前年度比で114%、売り上げ集計においては107,256,600円、前年度比158.3%、皆さんのが驚くほどの盛況ぶりでした。市長のトップセールスは頭が下がる思いですが、副市長も市長のもと頑張つておられるなど、私個人的には感じております。これからも大川市の発展のため、市長を初め執行部の皆さんのがさらなる御活躍を期待しております。そして、経済のスペシャリストの副市長におかれましては、できましたら大川の地に骨を埋めていただく覚悟でこれからもお願いしたいものであります。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は14時5分といたしますので、よろしくお願いいたします。

午後1時47分 休憩

午後2時5分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、11番岡秀昭君。

11番（岡 秀昭君）（登壇）

こんにちは。本日5番目、最後となりました。外が暗くなるぐらいに終わるのかなと思っておりましたけど、まだ日は高々としておりますけれども、議席番号11番、会派ニューウェーヴ、岡秀昭でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

いちょう通りの延伸と県道水田大川線のバイパス化についてということと、行政区長制度についてということで2つ質問させていただいております。

先日、八女市で筑後6市の市議会議員の研修会というものがありましたときに、初めて国道442号線を八女まで通って30分ほどで着きました。早いなと。道路というものがつながったときにもたらす経済効果とかいろんなものを考えたときに、本当に近いなと。物すごく距離が近く感じられました。そういう部分では、道路というものはやっぱりつながって初めて道路なんだというものを改めて私たちは肝に銘ずるべきではないでしょうか。

そういう中で、本当に市の官庁街であります市役所の前の通り、いちょう通り、国道385号線の先で狭くなって、従来の作出地区、鬼古賀作出地区の道は狭くなっています。そういう意味で3月議会において、柳川市議会において友人であります市議会議員のほうより、この金納の交差点から野田のところまで、四つ角までの拡幅についての可能性という部分で、物件立ち退き等を含めて60か70件ぐらいのそういうものを考えた、リスクを考えたときに、途中からこのいちょう通りのほうへのバイパス化が考えられないかという質問が、3月議会で柳川市議会において行われました。それを見て、一緒にいろんな部分で研究会と勉強会をしながら、6月議会で私はこの問題について質問させていただきました。そして9月、改めてまた柳川市議会で、そして今回12月議会において大川のほうで質問をさせていただいています。

いろんな意味で可能性という、道路がつながって初めてそれだけの経済効果が期待できるという部分で、金納から先を見ていきますと水田、それから筑後のほう、八女までずっとかなり広くなっていますし、その沿線には大川のインテリア産業もかなりの業者が進出をされております。そういう部分では国道442号線と並行して走るような形で、すばらしい幹線

道路になり得る可能性が物すごく高いんではないかというふうに思います。

その辺で大川の都市計画道路としては、その先はないというようなことでありますけれども、県道水田大川線のつけかえというような形で道路がこちらのほうに流れてくるようになれば、金納の、県道柳川久留米線の金納の信号から右へ、いや、久留米から来れば右折で、大川市役所という表示が出るだけでかなりの流れができるくるんじゃないのかな。そして、その道路の意義というものも、価値も高まるのではないかという思いで質問をさせていただいています。

市長の、有明新報等の地元紙のトップの動きという部分を見ておりますと、県との協議とか、いろんな分が出てきます。市長のほう、いろんな場で県と協議する場が、県土整備事務所ですかね、あると思いますけれども、そういう部分では、そういう将来的な展望も含めた議論という場はあるんでしょうか、その辺ちょっとお聞かせをいただければと思います。

次に、区長制度ということで質問させていただいておりますが、行政区の統合みたいな中で町内会長さんがまだ存続されておる地域もかなりありますし、そういう部分での町内会長さんの制度的な位置づけの保証みたいなものが宙ぶらりんのまんま、これは行政として統合を急ぐ余り、その肝心な部分を置き去りにした部分も否めないのでないかなという思いもしております。

組織改革という話が漏れ伝わってきたわけですが、先ほど午前の質問の中では、そういう議論はなかったような市長の答弁もありましたけれども、そういう話が聞こえてくること自体、本来であれば、私は先に町内会長さんが残るような行政区長の統合のあり方そのものもまた反省をするべき部分もあるのかなという思いもしております。その部分で議論があったのかなかったのか、改めてお尋ねして壇上からの質問とさせていただきます。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

岡議員の御質問の県道水田大川線のバイパス化についてお答えをいたします。

この件につきましては、県と協議したところ、現時点において県道水田大川線のバイパスの計画は持っていないとのことでありました。県としては財政厳しい折、限られた財源の中で事業の整備推進に努めており、当該区間にあっては、まずは国道385号バイパスの開通に全力を挙げていきたいということでありました。

議員御指摘の県道水田大川線バイパスの考え方につきましては、6月議会でも申し上げましたとおり、アイデアとしては大変理解できるところであります。

〔発言取り消し〕

それから、まちづくりの新たな仕組みづくりについての改革の議論が進められているのではというお尋ねであります、議員御承知のように、本市の第5次長期総合計画においては、大川を支える“しくみ”づくりの柱として、協働によるまちづくりの推進を掲げているところであります。これを具体化する仕組みの理念、これを一言で申し上げれば、市域内分権ということに尽きるんじゃないかと考えております。つまりは、それぞれの地域に財源と権限を委譲して、地域の特性に応じて、地域の創意工夫によって魅力のある地域づくり、まちづくりにそれぞれの地域でいそしんでもらうと、こういう考え方方がいいんじゃないかというふうに思っております。

この協働によるまちづくりを推進していくためには、将来的な地域コミュニティ活動や地域での連携のあり方や現状、課題などについて、地域の実情に詳しい区長さん、あるいは公民館長さん方の御意見を聞き、まずは現状分析を的確に行うことが必要であると考えているところであります。

現在は、作業ベースで申し上げますと、各校区の正副区長会、会長12名と初動の意見交換を行っているところであります、今後、全区長さん、公民館長から入念に意見を聞きながら議論を深めていくのが大切ではないかと考えております。

なお、御指摘されましたような行政区長制の廃止というようなことは考えておりません。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

御答弁ありがとうございました。まず、県道水田大川線の問題でありますけれども、これつけかえという考え方でいけば可能性としてはあるんでしょうか、どうでしょうか。計画道路のそういう県道水田大川線つけかえみたいな形での延伸というような形で可能性があるのかどうか。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

もしつけかえということになれば、県道水田大川線のつけかえということになろうかと思います。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

ありがとうございます。県も財政難、市も財政難、地方自治体はすべて財政難ということで、そういう中で知恵を絞る。やっぱり効率がいいことは、やっぱり同じ議論の俎上の中でやっていくということで、そういう機会を求めていくということは大事なことではないかなと思いますけれども、どうでしょうか、その辺は前向きに考えていただけますでしょうか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

整備の手法としては、先ほど議員御指摘のようにですね、水田線の読みかえというような手続によって可能だと思いますし、事業費につきましても、これは道路関連のいわゆる道路事業、街路事業ではありませんから基本的には市の負担というのではないんです。県単独ということになってまいりますので、ぜひとも進めていただきたいというふうに思っております

〔発言取り消し〕

〔発言取り消し〕

道路を整備すると、それから東のほうに導線を1本引いていくという道路整備の本来の目的からいえば、やっぱり今のいちょう通りをどんと東のほうに伸ばしていって金納の交差点あたりにタッチさせる。これがやっぱり計画路としては私はベストであったと思いますので、

金子市長とも意を通じてやっていきたいと思っています。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

ありがとうございます。柳川の選出の県議会議員、大川選出の県議会議員、両県議のほうも事情は承知をしていたたいております。そして、その中で柳川と大川から議会の中で声を上げさせていただきりますけれども、国道385号線バイパスの開通が第一義ということは柳川の市議会でも答弁をされておりますので、その後を見据えた中でですね、将来的な大きな道路の幹線が通るということの意義を、そして地域振興に必ずつながるであろうという部分では前向きに、ぜひ機会あるごとにとらえて頑張っていただければと。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、区長制度でありますけれども、区長さんがおられて、エリアをちょっと広くしようということで行政区を幾つか、特に大川町内においては5つぐらい合同になって、現実的にはもとの区割りの中で町内会長さんがおられて、輪番的な形で区長が選出されておるというふうに理解をしております。

本来の目的としては、形だけ、上辺だけの区長制度になっておらないのかなと思いますけ

ど、その辺についての行政当局の反省といいますか、そういう思いの部分とかけ離れた部分、その辺の総括的なことをちょっとお聞かせいただければと思いますが、よろしくお願ひします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

これはいろんな厳しい議論があって、今のような区長の制度になったというふうに思ってありますし、当時携わった皆様方はそれなりに大変な御苦労があったと思いますけれども、結果的に言いますと、今議員が御指摘されているような、ちょっとそこをかむようなところが現にあるのはやっぱり事実だというふうに思いますし、一つの区長でまとまっているところにつきましても、やっぱり昔からの何といいますか、まちといいますか、我々、昔は何とか部落と、九綱部落とか言っておったんですけれども、それは伝統もあるし、歴史もあるし、それぞれが長い歴史みたいなものを背負っておりますから、そう簡単にくくるようなことをやりますと、いろんなところにそこが出ると思いますし、現にやっぱりそれが多少出ているというふうに思います。

壇上から申しましたように、これは今、担当課ベースで関係者に入念な説明と意見交換意見交換ですね、説明というよりも意見交換を入念にやりながら、一つの形をつくっていかないと、午前中も言いましたように、仮にアイデアとしては非常にいいものであったとしても、やっぱり多くの方々の共感と協賛が得られなければ、制度としてはなかなかうまくいかない、機能しない、魂が入らないということになりますから、まずは共感がいただけるような形を持っていくためには、入念な意見の交換、そして議論を深めていくということがまずは必要だというふうに思います。

そういうふうな作業の過程ではありますからちょっと言いにくい面もあるんですけれども、やっぱり私の思いを少し述べさせていただければ、やっぱりもとの区といいますかね、これはやっぱり残す、復活というのか、これはそういう方向のほうがよろしいんじゃないかなという思いはちょっと持っておりまして、そういう形の中できちっと区長を今までどおりに位置づけをした上で、先ほど言いましたように市域内分権、我々が中央政府としますと、それぞれの区にですね、地方政府と言ったらちょっとおこがましいんですけども、それぞれ意思決定するような仕組みをつくっていただいて、そこに権限と財源を我々が委譲していく、

今言いましたような歴史的背景、地理的背景、自然環境、いろいろ違いますから、それに応じたまちづくりを皆さんで、例えば区長さんを中心にそれぞれのまちで、いわば競争してするぐらいの格好でやっていただければ、非常に活性化につながっていくんじゃないかという思いを持っておりますが、いずれにしてもこれはこれからの議論で、どういう形でみんなのコンセンサスが得られるかという問題が最後はやっぱりついてくるということあります。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

わかりました。地域内分権（「市、市内」と呼ぶ者あり）地域でしょう（「市域です」と呼ぶ者あり）あ、市域分権。まあ分権という言葉でくくられておりますけれども、どっちにしても国が地域主権とか地域分権とか言いますけれども、地域に財源移譲して、結局、大もとで断ち切られたら、その分、少なくなるという部分もありますわけで、今の制度がいいのか悪いのかという議論、もちろんされておると思います。

子供たちの例でいいますと、今、大川市で例えば老人会であるとか婦人会であるとか、いろんな人たちが街頭に立って子供たちが帰るときに見守っていただいております。そういう部分で、これが都会に行きますと、結局、これを P T A の役員、子供会の役員で、そういうことを私たちが本当は見守らなきやいけないけど、仕事でいないからお願いできませんかという話で見守り隊をつくっていただくわけですけれども、現実に都会のコミュニティ、隣にだれが住んでいるかわからないような、そこまでいってしまった、コミュニティが破壊されてしまった、破綻したような都市型の地域においては、あなたはだれですかという、そこから話が始まらないと進んでいかないわけですね。1年がかりで自治会の行事とか、いろんな部分に参加して汗を流して、そして自治会長さん、役員さんたちと顔見知りになった中で初めてそういうお願いをして、おまえも頑張ったから、ああ、そういうことかということで、それなら自治会に諮ってあげましょうということで、1年がかりでやっと、2年かかってやっとそういう見守り隊が組織できると。それが都会の現状であります。

今の大川市のそういうコミュニティというものは、いろんな意味で古きよきものを守りながら残されている中で成り立っている。だから、お願いした翌日からでも立てる人は立ってそういうことに協力をしていただける、これが地域協働の基本ではなかろうかと思いますが、これは根本論といいますか、総論的な話になりますけど、市長、そういう部分ではいかがで

しょう、考え方として。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

全くおっしゃるとおりだと思います。たまたまといいますか、こういう柳川とか大川とか、いわゆる郡部というのは、まだまだ地域のコミュニティがある程度健全に機能をしている。福岡市とか北九州に行きますと、本当にすさまじいといいますか、地域コミュニティの破壊のスピードが進んでおりまして、まさにおっしゃるとおり、隣にだれが住んでいるのか、どういう仕事をしておられるのか、全くわからない。

それぞれの家庭といいますか、極端に言えば、個人がタコつぼの中に入っているような状況で横の連携が全くできていない。こういうふうな状況であります。何でこんなことになつたのか。これは多分議員もお気づきのとおり、我々はやはり戦後ですね、価値観の持ち方、これをやっぱり間違えたというふうに思います。ですから、そのところの根本的な大きな問題がありますから、やっぱりこの大きな流れというか、これは郡部においても出てくると思う。それをどうやってとめていくか、あるいは反転攻勢を持っていくかというのは、まさにコミュニティといいますか、地域の力、あるいはそれをサポートする行政の力だというふうに認識しております。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

共感いただいてありがとうございます。ならば、今あえてそういう議論が出てくるのはいかがなものかな。本当はもっとその根本の部分を再認識ということから始めるべきではないのかな。手段としていろんなことを考えて、行政として取り組まれるという部分はわかるんですけれども、根本の部分を忘れたまま議論してしまうと、何のためという部分が見えなくなってしまう。この問題について、マスタープランでそういう思いを、協働という部分をということですけれども、現実に協働の素地は大川の中には残っているんじゃないかなと僕は思っております。

そういう部分で、ぜひそこから、それを大事にしながら先に進めるという議論がなければいけないと思うし、市長のトップリーダーとしての、こんなものをこんな組織、こんな地域

に育ててほしいんだというものをですね、受け皿づくりと簡単に言われますけれども、僕はこう思いますというものを市長みずからが、やっぱり声高らかに言われるべきじゃないのかな。それに対してもいろんな場で議論をしていただきたいし、区長さんだけじゃなくてほかにいろんな、地域の人たちみんな参加できるような大きな議論の場をしていかんと、本当に将来を考えたときに肝心の部分が忘れ去られてしまうような気がしますけど、どうでしょうか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

根本の部分を忘れているとおっしゃいましたけれども、私は今議員がおっしゃっている、根本の部分と言っておられる部分とは、認識は全く一緒だと思っております。

そもそもこういうまちづくりのための仕組みづくり、これをなぜ始めたかということの議論はちょっと置いておきまして、それは先ほど言いましたように、マスターPLAN等の書きかえもありましたし、それに応じたというところもあるんでしょうけれども、もっと言えば、やっぱり時代は動いてありますから、まちづくりの仕組みそのものも、そのままじっと置いておっていいかというと、必ずしもそれはそうではないというふうに思うわけですね。少子・高齢化、急速に進んでいると。

それから、おっしゃったように、地域の中で個人というものが余りにも表に出過ぎて、田舎においても、地方においてもタコつぼ化している、こういう現象が出ておりますから、そういう背景がありますから、今の制度、まちづくりの制度をそのままほうつておくということは必ずしも適当じゃないと。だから、どういう形でそういう現状の流れを食いとめていくて、よりよいコミュニティに持っていくかと。そのまちづくりのためにはどういう仕組みがいいかというのは、これは虚心坦懐にいろんな関係者の御意見を聞いて、そして結果として、やっぱり今のままがいいよということになれば、それは今のまなんですよ、だと思いますよ。

ただ、私は今、一つの理念として申し上げているのは、やっぱりこういう時代でありますから、地域の力をできるだけ引き出していって、地域に応じたまちづくりをみんなでやっていくということのための一つの理念としては、市域内ですね、市の中でそれぞれに我々が権限と財源を委譲するという、そういう仕組みのもとに、その理念のもとに、まちづくりの仕組みがどういうものがいいかということを、まさに虚心坦懐に関係者に意見を聞いて、そし

てあるべき姿を出していくと、これが一番いい姿じゃないかと思いますよ。

繰り返しになりますけれども、それが結果として、やっぱり今のままがいいんじゃないのということになれば、それは今の現状のままということになると思います。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

私も原稿なしで話しておりますけれども、能力という話があろうかと思うんです。地域がどれだけの能力があるかと。そのためには地域も成長せにやいかんやろうと思います。そういう部分では、啓蒙という部分で議論というものは必要かなとも思いますけど、一つは、全く議会にこの話は聞こえてきていなかったと。僕が感じた部分はですね。一つ大きな部分はやっぱり、いろんな議論の場があつてしかるべきじゃないかなと。

今は内輪の話ですということでした。そういう中で、区長さんが担つておられる地域の中での役割というのは物すごく大きいものがある。そしてまた、地域の人たちもお世話を区長さんにかけておるから、やっぱり何かあったときは協力せんし、道路の拡幅であるとか、いろんな相談、先祖伝来の屋敷を相談するにしても、やっぱり区長さんの力というのは、やっぱり物すごくエネルギーを使っておられるし、そういう部分が否定されるようなことだけはないようにしていただきたいなと思いますけれども、よろしいですかね、お願いします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

繰り返しになりますけれども、現行の区長制度、これは廃止するとか、そういうことは全く考えておりません。まさに区長さんを中心に今までまちづくりもやられてきたし、いろんな面で大変な御苦労もしておられるわけでありますし、やっぱり特別な選挙とかそういうことじゃなくて、自然発生的に地域の皆さんのがんばり総意で上がってこられる方々でありますから、非常にまとめる力も強い方々がほとんどでありますから、これは我々の一つのパートナーとして、行政のパートナーとして、極めて重要な立ち位置を占めておられるというふうに思います。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

はい、わかりました。ただ、行政というものはなかなか、私もまだ議会の場に議席を与えていただいて5年ちょっとしかなりませんけれども、例えば報酬が報酬審議会で1割カットという話が出ました。その中で議員、それと市長、副市長、教育長、それなりに条例を改正してと。

それだけかなと思っておりましたら、特別地方公務員といいますか、そういう部分では嘱託医であるとか、薬剤師さんもその部分で1割カット。そうすると、組織といふものは大川三潴医師会であり、大川三潴の薬剤師会という組織の中で、1割カットがそこまで影響して、そっちの報酬といいますか、そういう部分まで差が出てきてあるという部分、同じ会の中で三潴の医師会の先生は久留米市の基準で、その市町村でどれだけ違いがあるのかなという部分は調べておりませんけれども、そういう部分では同じ会の中で差が生じておると。

そういう部分では、一律にはっと切りかえられてしまうみたいなところがありますので、ぜひそういうことのないような、そして市民の意見が総意として受け入れられるような、そして今のすぐれた大川の地域コミュニティというものを大事に存続して、あすの大川につながるような、そういうものの議論をぜひお願いしたいなというふうに思います。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

特別職のカットについては、その関係方面、本当に身を切る努力をしていただいたことに對して敬意を表したいと思います。私どもも好きこのんでそういうことは、人が嫌うようなことはしたくないんですけども、やっぱり財政的に非常に厳しい。我々みずから特別職が身を削るぐらいのことがないと、なかなかうまくいかない面もありますから、そのあたりは私は最終的には御理解をいただいたというふうに理解をいたしております。

本当におっしゃるように、同じ会員の中で久留米と大川に差があるということありますから、その当事者にとっては非常に納得しがたいといいますか、受け入れがたい部分もあつたかと思いますけれども、やっぱり私は最終的にはそのことについて理解をしていただいたというふうに思って、ありがたく思っているところであります。

それから、先ほどの御質問の中でちょっと思いましたのは、行政の手続を進める中において議会への説明、これはやっぱり適宜やっていかにやいかんとは思いますけれども、どうし

てもですね、じゃ、どの段階で議会に説明するのかということになると、なかなか難しい面があります。たくさんの政策が同時並行で今進んでいるわけですから、今これが大きな問題だからどうだこうだということもあるのかもしれませんけれども、やっぱりそれは同時多発で動いているものをどの段階で説明するかというのは非常に難しい。

したがって、願わくば、そういう情報を漏れ聞かれたときにですね、担当課なりに直接どうなっておるのかということをそれぞれがお聞きになって事実を把握していただくということがやっぱり現実的には一番いいんじゃないかというふうに思っておりますので、そのあたりはよろしくお願いしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

漏れ伺ったときに聞いてくれというのもおかしな話であろうと。僕はやっぱり市長がトップリーダーとして、こういうことを考えているんだ、こういうことをやりたいんだと、やっぱり言ってほしいなと。そして、その中で直接議論する場があってもいいし、それは担当課はどこですかという話の中で、じゃ、そっちとも話をという部分が本当じゃないかなと。何か隠れてされよう、極端な言い方かもしれませんけれども、そういうふうに聞こえるわけですね、見えてくるわけですね。ぜひそういうことじゃなくて、こんな大川にしたいんだという、高い大川再生の理念を上げて立候補されて、2期目に無投票で当選された市長として、やっぱり大川の市民の皆さんに説明責任もあると思います。だから、そういう部分では、いろんな場でこんなふうにしたいんだという夢をいっぱい語ってくださいよ。そして、その中でやっぱりこういうことも、それとこういうことも改革できるんじゃないかなという部分が出てくると僕は思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

ちょっと誤解が、言い方が悪かったかもしれませんけれども、いろんな行政作業というのをやっていくわけですね。それはトップダウンの場合もありますし、ボトムアップもあるわけですよ。今回は、基本的にはボトムアップで作業が上がってき、今関係者の皆さん方に意見を聞く、意見交換をする、そして議論を深めているという、こういう段階なんですね。

それが一部にちょっと間違ったような格好で情報が流れてしまったということで、少し混乱を来していることについては大変申しわけないと思っているんですけれども。

先ほど壇上で言いましたように12人の正副区長さん、この方々に説明をして、大体こんな格好でいきたいということを担当が2週間ぐらい、3週間ぐらい前にですね、それは定期的に議論といいますか、説明はやっておりましたけれども。そういう中で、私が最終的に指示をしたといいますか、これだけは伝えてくれよと言ったのは、先ほど言いましたように、理念はこういうことだと。その理念というのは、先ほど言ったような市域の中での分権ということあります。

ですから、声高々に言ってスタートすべき事業と、ボトムアップ的に少しずつ議論が深まっていく、そういう政策形成というか、意思形成の2つパターンがありますから、まだ関係者の皆様方に意見を聞く前に私が高らかに言えない部分もある。それは何となれば、関係者がたくさんいらっしゃるから、まずはその皆さん方の意見を虚心坦懐に聞かなければ、なかなかうまくいかないと。私はこれが理想だと思っていたとしても、やっぱり違うんじゃないかということになれば、それは皆様方が実際に仕組みを動かしていくわけですから、それがやっぱり動かなくなっちゃうわけですよ。

ですから、高らかに言うべき部分と、それからボトムアップ的に下から作業を積み上げて、関係者の意見を聞いて一つの形に進めていくという2つのパターンがあって、今回のやつは後者のものであったというふうに御理解いただければと思います。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

わかりました。どっちにしても、あすのすばらしい大川のためにさまざまなことを考えていただくという市長の言葉を信じて、私の質問は終わらせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

以上で本日の一般質問を終わります。

なお、次の本会議は明日午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時42分 散会